

**(一社)鹿児島県産業資源循環協会**  
**令和2年度第1回建設廃棄物部会**

----- 会 順 -----

期日：令和3年3月5日(金)  
場所：鹿児島サンロイヤルホテル  
1階「エトワール」

I	開 会	14:45
II	部会長挨拶	
III	議 事	
1	報告事項	
	(1) 第34回九州地域協議会建設廃棄物部会	(資料1) P1
2	その他(情報提供)	
	(1) 産業廃棄物税を活用した助成事業等について	(資料2) P3
	(2) 令和2年度行政機関への陳情内容と行政回答について	(資料3) P4
	(3) フロン排出抑制法の改正について	(資料4) P19
	(4) 大気汚染防止法の改正(アスベスト関係)について	(資料5) P23
	(5) 再生資源活用工事実施要領の運用見直しについて (鹿児島県・鹿児島市)	(資料6) P39
	(6) 令和2年度労働災害防止計画について	(資料7) P45
	(7) 災害協定締結に係る証明書について	(資料8) P53
3	その他	
IV	閉 会	15:45

※時間については、進行の都合上前後することがあります。



(一社)鹿児島県産業資源循環協会  
令和2年度第1回建設廃棄物部会

資 料

令和3年3月5日(金)

鹿児島サンロイヤルホテル

## 第34回九州地域協議会建設廃棄物部会 議事概要

日 時：令和2年9月4日（金）14：00～17：00

場 所：ホテルマリックス宮崎会議室

出 席：三橋部会長（福岡）、東副部会長（佐賀）、野中副部会長（大分）、  
杉田（長崎）、星山（熊本）、佐藤（宮崎）、有川（鹿児島）各部会員

欠 席：積（沖縄）部会員

オブザーバー：兒玉（宮崎）、吉野（宮崎）、木田（宮崎）、田村（宮崎）  
岡（福岡・部会事務局）

### 九地協部会長あいさつ

○三橋部会長が挨拶した。原田忠男様（前建設廃棄物部会長）のご逝去について報告し、故人の御冥福をお祈りし、出席者全員で黙祷をささげた。

### 宮崎県協会会長あいさつ

○宮崎県協会の田村会長が挨拶した。

## 議 題

### 1 国土交通省九州地方整備局関連の報告について

#### (1) 次期建設リサイクル推進計画策定について

会議資料p4～p12をもとに次期建設リサイクル推進計画策定について、三橋部会長が説明した。

#### (2) フォローアップ調査について

会議資料p13～p18をもとに九州地区建設廃棄物部会フォローアップ調査について、事務局が説明した。その後、各県の状況等について意見交換し、下記の事項について追加回答することについて部会員が了承した。

○再生クラッシャーランの利用状況については、地域の建設工事、公共工事の件数により、それぞれの県内においても地域差がある。

### 2 環境省からの通知について

会議資料p20～p22ページをもとに建設汚泥処理物等の有価物該当性に関する取扱いについて（通知）に関して、三橋部会長及び事務局から説明し、その後出席者で意見交換した。

建設汚泥処理物等以外の品目に関する類似の通知を部会員へ送付することについて、三橋部会長が事務局へ指示した。

次に会議資料p23～p28ページをもとに優良産廃処理業者認定制度の運用について（通知）に関して、三橋部会長及び事務局から説明した。

本日説明した2つの通知内容について、今後、建専連主催の行政機関との意見交換会等で継続的に議題として提出する。

### 3 各県からの報告について

出席者が各県の状況について報告し、下記の内容について出席者間で意見交換をした。

- 残土処分場に関する制度について
- 災害廃棄物処理（各県の活動状況）について
- 産業廃棄物処理施設の許可手続き（施設更新等）について

### 4 その他

次回の開催については、令和3年1月～3月で、建専連九州の行事日程を考慮し、福岡県で開催する。

以上で会議を終了した。

## 産業廃棄物税を活用した助成事業等（協会関係分：R2）

### 1 産業廃棄物処理施設整備促進事業

中間処理業者が行う産業廃棄物処理施設の整備等に係る取り組みの支援

- (1) 設備費総額：3000万円以上
- (2) 補助率：1/3以内
- (3) 上限額：1000万円
- (4) 予算額：1000万円×3件＝3000万円

### 2 計量器整備事業

重量計測器（トラックスケール）の整備に対する助成

- (1) 補助率：1/2以内
- (2) 上限額：200万円（改修は100万円）
- (3) 対象 特別徴収義務者（最終処分場、焼却施設）：4件  
その他中間処理施設：1件  
改修：2件

### 3 リサイクル製品普及事業

「かごしま認定リサイクル製品」の認定と普及

- (1) 申請時に必要な分析費の助成（再生砕石を除く）
- (2) 補助率：1/2以内（多い場合、申請件数で按分）

### 4 産業廃棄物リサイクル等研修事業

- (1) リサイクル等講習会の開催（既存）
- (2) 各種研修会等への参加費の助成  
助成率：1/2以内  
受講者1人当たり4万円以内、1事業者当たり12万円以内
  - ① e-ラーニング（連合会）
  - ② 実務者研修会（連合会）
  - ③ 産業廃棄物検定試験（連合会）
  - ④ 技術管理者講習会（日本環境衛生センター）
- (3) 安全衛生に関するセミナーの開催（研修会、安全衛生大会）
- (4) 高校生対象の体験型学習会の開催

### 5 不法投棄原状回復促進事業

協会が実施する原因者不明の不法投棄廃棄物の撤去費等、原状回復に要する経緯費に対する助成

- (1) 助成率：1/2以内
- (2) 上限額：100万円

# 令和2年度産業廃棄物対策懇談会における陳情内容及び回答

	陳情項目	頁	陳情提出先	
			県	鹿児島市
1	産業廃棄物関係法令の周知徹底について	1	環境林務部長 公共3部門 (環境林務・土木・農政)	環境局長 産業局長 建設局長
2	産業廃棄物税の用途事業について	3	総務部長 環境林務部長	
3	産業廃棄物リサイクル製品の利用促進について	5	環境林務部長 公共3部門 (環境林務・土木・農政)	環境局長 産業局長 建設局長
4	産業廃棄物処理施設整備促進事業について	7	環境林務部長	
5	トラックスケール(計量器)に対する支援について	8	環境林務部長	
6	最終処分場の周辺環境整備に対する助成について	9	環境林務部長	
7	産業廃棄物処理業者の優良認定制度の普及促進について	10	総務部長 環境林務部長	環境局長
8	産業廃棄物処理施設設置手続きの簡素化について	11	環境林務部長	環境局長
9	緊急時における廃棄物処理業の事業継続に係る支援について	12	環境林務部長	環境局長
10	災害廃棄物処理体制の整備について	13	環境林務部長	環境局長
11	離島からの海上輸送費に対する助成等について	14	環境林務部長 公共3部門 (環境林務・土木・農政)	環境局長

## 1 産業廃棄物関係法令の周知徹底について

(陳情の趣旨)

当協会では、鹿児島県や鹿児島市等のご協力を得ながら、「産業廃棄物適正処理講習会」を開催し、産業廃棄物処理業者や排出事業者に対して、産業廃棄物関係法令の周知を図っているところ  
です。

このため、関係者の認識は向上してきているものの、排出事業者の中には、依然として、排出事業者処理責任についての認識が希薄なため、委託契約の締結やマニフェストの交付など、基本的な事項についても理解していただけない事例が見受けられます。

産業廃棄物の適正処理の推進には、産業廃棄物処理業者だけでなく排出事業者による法令遵守の取り組みが不可欠です。

つきましては、今後とも、関係者に対する法令の周知や指導の徹底に努めていただきますよう要望いたします。

### (県環境林務部回答)

委託契約書の締結やマニフェストの交付などの法令遵守については、貴協会が主宰する適正処理講習会や(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが主催する講習会、(一社)県建設業協会が各地区で行う講習会等に講師を派遣し、周知徹底を図っているところです。

特に適正処理講習会については、県関係課や業界団体等に開催の通知を行い、広く周知を呼びかけております。

今後とも、県関係部局や振興局等と連携を図りながら、排出事業者に対する関係法令のより一層の周知徹底等に努めてまいります。

### (県公共3部回答)

産業廃棄物関係法令については、例年、(一社)県建設業協会等と本県が共催する「建設技術者研修会」の機会を通じて、公共工事における排出事業者となる受注者向けに周知を図っているところであり、令和2年度は、県内21会場で約2,100人の参加実績がありました。

今後とも、関係機関と連携を図りながら、産業廃棄物関係法令についての周知徹底に努めてまいりたいと考えております。



**(市環境局)**

廃棄物処理法や関係法令の周知については、貴協会が主催する「産業廃棄物適正処理講習会」や本市ホームページにより、委託契約書の締結やマニフェストの交付等、廃棄物の適正処理について周知を図っているところと見られます。

また、事業所向けに「事業所ごみの適正処理ガイドブック」（平成25年度作成）を配付しているところと見られます。

令和3年度は、「委託契約書の締結やマニフェストの交付に関する啓発チラシ」の作成を行い、各種団体等の啓発を検討してまいります。

**(市産業局)**

産業局発注工事に伴う産業廃棄物の適正な取扱いについては、これまで貴協会主催の講習会等を活用するとともに、平成30年度に建設局が策定した「鹿児島市建設局における再生資源活用工事実施要領」等を準用し、機会あるごとに関係職員に周知しているところと見られます。

具体的な取扱いにつきましては、建設副産物のマニフェスト表や処理委託契約の写しを工事完成書類に添付することを求めるなどして、受注者へ指導しており、引き続き産業廃棄物の適正な処理に努めてまいります。

**(市建設局)**

建設局発注工事に伴う産業廃棄物の適正な取扱いについては、これまで貴協会主催の講習会等を活用するとともに、平成30年度に「鹿児島市建設局における再生資源活用工事実施要領」等を策定し、機会あるごとに関係職員に周知しているところと見られます。

具体的な取扱いにつきましては、建設副産物のマニフェスト表や処理委託契約の写しを工事完成書類に添付することを求めるなどして、受注者へ指導しており、引き続き産業廃棄物の適正な処理に努めてまいります。

## 2 産業廃棄物税の使途事業について

(陳情の趣旨)

産業廃棄物税条例では、税導入の目的として「循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物税を課する。」とされているところですが、業界としては、産業廃棄物の処理に当たって環境負荷の低減に向けた取り組みを推進しているところであり、このような取り組みに対しても、税の使途事業の対象として検討くださるよう要望いたします。

(県総務部回答)

環境林務部においてまとめて回答いたします。

(県環境林務部回答)

産業廃棄物税については、循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用に充てることになっております。

使途事業の検討にあたっては、産業廃棄物税の目的を踏まえた上で、環境負荷低減についても配慮してまいりたいと考えております。



### 3 産業廃棄物リサイクル製品の利用促進について

(陳情の趣旨)

産業廃棄物のリサイクルにつきましましては、建設リサイクル法をはじめとする各種リサイクル関連法の整備やリサイクル技術の進歩、排出事業者等関係者の意識の向上により、大きく進展しております。

また、県では、産業廃棄物税を活用した「かごしま認定リサイクル製品認定制度」の導入や「産業廃棄物処理施設整備促進事業」の創設など、産業廃棄物のリサイクル促進のための各種施策を推進していただいているところです。

このようなか、リサイクル製品の需要拡大が、リサイクル促進における大きな課題として挙げられます。処理業者においては、選別の精度を上げリサイクル製品の品質の確保に努めていますが、再生砕石や木くずチップ、建設汚泥処理土などリサイクル製品の利用が進まず製品が滞留するといった事例も見られます。

循環型社会の形成には、リサイクル製品の利用促進を図るための施策が不可欠であることから、リサイクル製品の需要拡大を図るため、以下のとおり要望いたします。

- ① リサイクル製品の需要拡大を図るための有効な施策を講じていただきたい。
- ② 公共工事におけるリサイクル製品の利用拡大をより一層図っていただきたい。
- ③ 特に、建設汚泥処理土については、利用先の確保が困難であることから、発注機関における利用先の確保に努めていただきたい。
- ④ 「リサイクル認定製品」の認定申請に係る分析費助成については、再生砕石以外の申請件数の増加が見込まれることから、助成経費を増額していただきたい。

### (県環境林務部回答)

かごしま認定リサイクル製品の需要拡大にあたっては、今年度から「鹿児島県環境物品等調達方針」にかごしま認定リサイクル製品の調達を規定したほか、認定製品を掲載したパンフレットについて、土木部を始めとする公共工事の発注部門や市町村等に配布するなどの対応を図っております。

認定されたリサイクル製品については、公共工事担当部局とも連携しながら、利活用が進められるよう取り組んでまいります。

かごしま認定リサイクル製品の認定申請に係る分析費助成については、昨年度より、認定申請に必要な性状分析に要する経費について助成を開始したところですが、年度ごとの申請状況を踏まえ、予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

### (県公共3部回答)

県発注の公共工事においては、建設副産物の再資源化施設等への搬出や再生資源の利用に関する基準を示した「鹿児島県における再生資源活用工事実施要領」に基づき、再生資源活用のための方策を講じ、資源の有効な利用の促進に努めているところです。

また、令和3年度からは、公共工事の更なる品質の向上に向け、「再生切込砕石」について、原則として「かごしま認定リサイクル製品認定制度」の認定を受けた製品を使用する運用としたところです。

利用先の確保について御要望のありました建設汚泥処理土については、昨年度から建設汚泥処理土を製造する再資源化施設における保管量等に関する情報を県、市町村及び建設業協会等で構成する県内各地区の「建設副産物対策連絡会議」へ提供するなど、利用先の確保に努めているところです。

また、県では、令和2年12月に建設汚泥の適正処理等について分かりやすく整理した「再生資源活用のフロー」等を同要領の運用に新たに追加し、建設汚泥の更なる再生利用の促進及び適正な処理の徹底に努めることとしたところです。

今後とも、引き続きリサイクル製品の利用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

**(市環境局)**

①リサイクル製品については、関係部局と連携を図りながら、利用促進に努めてまいります。

②建設局、産業局回答

③建設局、産業局回答

**(市産業局)**

①産業局では、平成30年度に建設局が策定した「鹿児島市建設局における再生資源活用工事実施要領」等に基づき、産業廃棄物のリサイクル促進に引き続き取り組みたいと考えております。

②リサイクル製品の利用拡大については、現在、再生骨材や再生加熱アスファルト混合物を原則使用しているところですが、鹿児島県が令和3年度から原則として認定リサイクル製品の活用を予定していることから、産業局も同様の取扱いとすることを検討しているところでございます。

③産業局では、平成30年度に建設局が策定した再生資源活用工事実施要領等を準用し、発注するすべての工事に、原則、盛土材等には建設発生土又は建設汚泥処理土を利用するよう規定し、公共工事の各工事現場で使用することとしております。

**(市建設局)**

①建設局では、平成30年度に策定した「鹿児島市建設局における再生資源活用工事実施要領」等に基づき、産業廃棄物のリサイクル促進に引き続き取り組みたいと考えております。

②リサイクル製品の利用拡大については、現在、再生骨材や再生加熱アスファルト混合物を原則使用しているところですが、鹿児島県が令和3年度から原則として認定リサイクル製品の活用を予定していることから、建設局も同様の取扱いとすることを検討しているところでございます。

③建設局では、平成30年度に策定した再生資源活用工事実施要領等において、発注するすべての工事に、原則、盛土材等には建設発生土又は建設汚泥処理土を利用するよう規定しており、公共工事の各工事現場で使用することとしております。

4 産業廃棄物処理施設整備促進事業について

(陳情の趣旨)

産業廃棄物処理施設整備促進事業につきましては、従来の「中間処理施設高度化助成事業」の見直し、拡充を図っていただいたところとです。

本事業では、従来より対象設備の範囲が広がったことから、多くの需要が見込まれます。

つきましては、需要拡大に対応した事業費の増額を要望いたします。

(県環境林務部回答)

「産業廃棄物処理施設整備促進事業」につきましては、平成28年度から30年度まで実施した「産業廃棄物処理施設高度化事業」(助成件数、各年度1件ずつ)に替えて、既存施設の改良も助成対象とするなど従来よりも拡充した制度として、昨年度から開始しました。

昨年度同様、今年度も3件の申請があり、3件とも採択されたところです。本事業の事業費については、今後の申請状況等を勘案して検討してまいります。

5 トラックスケール（計量器）に対する支援について

（陳情の趣旨）

トラックスケール（計量器）の整備に対する補助につきましては、昨年度から、最終処分場及び焼却施設に設置する計量器に加えて、その他の中間処理場に設置する計量器も補助対象としていただいたところ です。

当事業につきましては、補助枠に対して多くの応募が見込まれることから、需要に対応した補助総額の増額を要望いたします。

（県環境林務部回答）

計量器に対する支援については、平成 22 年度に開始し、平成 28 年度まで助成件数が 1 ～ 3 件で推移し、平成 29 年度は要望がなく休止したところ です。本事業は、平成 30 年度に再開（助成件数 5 件）し、さらに、令和元年度から焼却施設以外の中間処理施設設置事業所への設置・更新についても助成を開始したほか（助成件数 5 件）、令和 2 年度からは新たに改修についても助成を開始したところ です（助成件数 6 件）。補助総額の増額については、当面、税収見込みを踏まえ、今後の申請状況を勘案し検討してまいりたいと考えております。

6 最終処分場の周辺環境整備に対する助成について

(陳情の趣旨)

産業廃棄物の最終処分場については、県内完結型処理を推進するためには不可欠な施設であり、加えて地域的偏在がみられることから、今後ともその整備を図っていく必要があると考えております。

一方、その整備に当たっては住民理解を得ることが非常に難しくなっております。

また、廃棄物処理法においては、「産業廃棄物処理施設の設置者は周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮するものとする。」と規定されています。これは、生活環境の保全のみでなく、一歩進んでその増進についても、一定の配慮をなすべき責務を規定したものであり、産業廃棄物処理施設に対する周辺住民の理解を得やすくし、施設の設置を進める上でも重要なこととなっております。また、その具体的例示としては、処理施設周辺の緑地整備等が上げられています。

さらに、公共関与による管理型最終処分場「エコパークかごしま」の整備にあたっては、道路整備を含め周辺環境の整備が行われており、この規定の趣旨を踏まえ実施されているものと考えております。

このようことから、産業廃棄物処理施設、とりわけ、最終処分場の周辺環境整備について、緑地整備のほか、ロードミラーや看板の設置等、安全対策に係る費用に対する助成を要望いたします。

(県環境林務部回答)

最終処分場の周辺環境整備については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4において準用する第9条の4において、「産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮するものとする。」と定められており、こうした取組は、最終処分場への住民理解にもつながるものと考えております。

しかしながら、産業廃棄物税は排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理を目的としており、その目的に資する事業を進める現段階にあつては、周辺地域の生活環境の保全及び増進への配慮に係る支援は、難しいと考えております。



**7 産業廃棄物処理業者の優良認定制度の普及促進について**

(陳情の趣旨)

優良産業廃棄物処理業者認定制度は、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者に産業廃棄物の処理委託をすることを促進するため、県に設けられた制度であり、許可期限の延長などの優遇措置のほか、県では指導要綱に基づき事前協議の一部免除などの優遇措置が設けられていますが、なかなか普及が進まない状況があります。

つきましては、優良な産業廃棄物処理業者の育成に資するため、排出事業者が、優良認定業者（最終処分及び焼却処分に限る）に委託した場合における産業廃棄物税の減免や、産業廃棄物税を活用した助成事業における助成率の優遇措置などを検討くださるよう要望いたします。

(県総務部回答)

本県では、サーマルリサイクルなど循環型社会の形成に資するものとして規則に定める搬入や、公益上その他の理由により課税が不適切なものとして規則に定める搬入についてのみ、課税免除の対象としているところであり、優良産業廃棄物処理認定制度の趣旨とは異なるものですので、優良中間処理業者であることをもって産業廃棄物税の減額を認めることは、難しいと考えます。

(県環境林務部回答)

優良認定制度の普及促進については、貴協会主催の適正処理講習会への講師派遣など、様々な機会を通じて優良認定業者のメリット等について周知を図っているところであり、認定業者に対するインセンティブとして県外搬入に係る事前協議の優遇措置や施設設置の事前協議の一部緩和を設けているところ です。

産廃税を活用した助成事業における助成率の優遇措置などについては、他自治体の取組などを参考にしながら検討してまいりたいと考えております。なお、今年度から、法令改正によって優良認定制度の申請要件等が緩和され、より申請しやすくなったことから、優良認定事業者が増えるよう周知・広報に努めてまいります。

(市環境局回答)

優良認定事業者を活用する場合のインセンティブとしては、令和2年度から県外搬入に係る事前協議において、継続協議手続きの簡素化を実施したところ です。

**8 産業廃棄物処理施設設置手続きの簡素化について**

(陳情の趣旨)

産業廃棄物の処理施設の設置に係る事前協議については、設置許可が必要な処理施設と産業廃棄物処理業者が設置する処理施設を対象としています。産業廃棄物処理施設の中で、汚泥の脱水機や油水分離施設などは比較的シンプルな施設で環境負荷も少ないと推測されることから、これらについては法に基づき設置許可における審査で対応でき、事前協議までは要しないものと思われ

ます。

つきましては、以下の施設の設置について、事前協議の免除、又は、簡素化を要望いたします。

- ・免除対象施設：汚泥の脱水機、油水分離施設、中和処理施設、シアンの分解施設等

**(県環境林務部回答)**

産業廃棄物処理施設の設置については、産業廃棄物の適正処理の推進による生活環境の保全や公衆衛生の向上を図る観点から、指導要綱に基づき、事前協議手続きを求めているところです。

事前協議手続きの緩和については、優良産業廃棄業者による処理能力の増加が10%未満で、生活環境への影響が増大しない場合等の更新において、事前協議を不要（免除）としているところですが、免除対象の拡大については、適正処理の推進や生活環境への影響などの観点から検討してまいりたいと考えております。

**(市環境局回答)**

本市における処理施設の設置に係る事前協議については、処理施設設置に係る各種手続きを円滑に進めるための必要な手続きと考えていることから、今後とも継続していききたいと考えております。

9 緊急時における産業廃棄物処理業の事業継続に係る支援について

(陳情の趣旨)

廃棄物処理業は、国民生活を維持するために不可欠な社会インフラの一つであり、大規模災害の発生や新型コロナウイルスをはじめとする感染症の感染拡大が発生した場合等、緊急時においても、迅速かつ円滑に廃棄物の処理を行うため、その事業を確実に継続することが求められています。

また、緊急時においては、廃棄物処理業者を始め関係者の連携も重要となつて参ります。

つきましては、緊急時への対応として、以下の事項について検討くださるよう要望いたします。

① 緊急時において、産業廃棄物の迅速かつ円滑な処理が行えるよう、事業継続計画（BCP）や初動対応の在り方、関係者の連携など、平時に検討すべき事項について関係者に対して周知、指導をお願いいたします。

② 緊急時における事業継続については、事前に計画を策定する必要があることから、処理業者等が事業継続計画を策定するための取り組みに対して支援をお願いいたします。

③ 大規模災害や感染症の感染拡大等が発生した場合、マスクや防護服などの資材が不足することにより、感染性廃棄物を取り扱う処理業者の業務継続が困難になることが想定されることから、緊急時に備え協会が行う資材の備蓄に対する助成措置をお願いいたします。

また、緊急時に備え県等が備蓄する資材の優先的供給についても併せてご検討くださるようお願いいたします。

(県環境林務部回答)

廃棄物処理は、県民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであり、滞ると生活環境の保全等に大きな影響を与えることから、大規模災害や全国的な感染症などの緊急事態発生時における、廃棄物処理業の継続的な処理体制を整備することは重要であると考えております。

緊急時に廃棄物処理を適正かつ迅速に行うため、関係者との連携を図りながら、事業継続計画策定支援や緊急時の備蓄助成をはじめとした初動体制の整備について検討してまいります。

(市環境局回答)

① ②

事業継続計画や初動対応の在り方などの検討事項についての周知、指導及び事業継続計画の策定等に対する支援につきましては、今後、県と連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

③

防護服等の資材供給については、資材を備蓄している関係課と協議しながら対応してまいりたいと考えております。

10 災害廃棄物処理体制の整備について

(陳情の趣旨)

近年、大規模な自然災害に伴い大量に発生する災害廃棄物の迅速かつ適正な処理が大きな課題となっています。このため、県では平成30年3月に災害廃棄物処理計画を策定され、県内市町村でも、現在、災害廃棄物処理計画が策定されています。また、当協会におきましても各市町村との災害協定の締結作業を進めているところであり、今後、行政と関係団体、民間が連携した災害廃棄物処理体制の整備をより一層進めていく必要があると考えております。

つきましては、災害対応で特に重要と思われる初動対応を含む処理体制の整備に向けた取り組みを進めていただきますようお願いいたします。

(県環境林務部回答)

災害廃棄物の処理については、本県と貴協会において「災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書」を締結しており、災害発生時に市町村等からの要請があった場合、県は災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処分等について、協会に対し協力を要請することとなっています。

一方、災害廃棄物の処理のための災害廃棄物処理計画については、県内において未策定市町村があることから、環境省と連携の上、策定のための支援事業を進めているところです。

県としましては、市町村における災害廃棄物処理計画の早期策定を図りますとともに、災害廃棄物処理の初動対応の重要性に鑑み、平常時の連携はもとより、実際の処理の流れの共有など処理体制確保に向けた検討を行ってまいります。

(市環境局)

災害廃棄物処理体制の整備につきましては、貴協会との災害協定の締結を予定しており、その中で、初動対応を含む処理体制の整備なども協議してまいります。

1 1 離島からの海上輸送費に対する助成等について

(陳情の趣旨)

県内の離島における産業廃棄物の処理につきましては、島内の処理体制が不十分であり、焼却灰や廃石膏ボード、建設汚泥など一部産業廃棄物については、島外へ搬出して処理を行うため、輸送コストの負担が大きくなっています。

つきましては、輸送コストの負担軽減のため、以下のとおり要望いたします。

- ① 離島から公共関与型最終処分場（エコパークかごしま）への搬入について、助成措置を検討くださるようお願いいたします。
- ② 離島における公共工事発注の際、設計において輸送費等の適正な処理費用を確保してくださるようお願いいたします。

(県環境林務部回答)

① 「エコパークかごしま」の処理料金については、（公財）鹿児島県環境整備公社において、他県の公共関与の類似施設の料金を参考に、県内事業者の状況等を勘案して設定しているところです。

また、遠隔地からの搬入については、排出事業所から「エコパークかごしま」までの距離が、宮崎県の管理型最終処分場より遠い場合にあつては、その距離の差に応じた割引制度が設けられているところです。

県としては、県内完結型の産業廃棄物適正処理を推進する観点から、貴協会とも情報交換を行いながら、「エコパークかごしま」の利便性の向上について検討してまいりたいと考えております。

(県公共3部回答)

公共工事の施工に伴い発生する指定副産物等を工事現場から搬出する際には、工事発注段階から特記仕様書に搬出に関する条件を明示するなどして、工事毎に必要な費用を設計計上することとしています。

特に離島地域において、島外への搬出が必要となる場合は、海上輸送を想定した運搬費及び処分費を適切に設計計上しているところです。

今後とも、講習会等の機会を通じて、適切な海上輸送費等が設計計上されるよう努めてまいりたいと考えております。

建設・解体業者の皆様へ

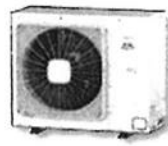
フロン排出抑制法の改正により

2020年  
4月施行

# 建物解体時の 規制が強化されました。

## フロン排出抑制法の 対象となる機器

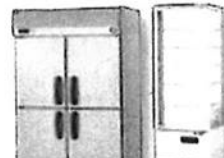
業務用のエアコン・  
冷凍冷蔵機器のうち、  
フロン類が  
使われているもの



店舗用エアコン



ビル用  
マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用  
ショーケース

など

## 建設・解体業者

### やるべきこと

- ① 解体する建物において業務用のエアコン・  
冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、  
その結果を書面で発注者に説明。

**改正点** その書面の写しを3年間保存。

- ② フロン類の回収を充填回収業者に依頼。  
(工事の発注者から充填回収業者への  
フロン類引渡しを受託した場合)

- ③ フロン類が回収されていることを確認し  
廃棄物・リサイクル業者に  
機器を引渡し。



フロン類をみだりに放出した場合、  
1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金

## 工事の発注者



### 改正点

フロン類を未回収のまま行う  
機器廃棄は直接罰の対象。

**違反した場合、  
50万円以下の罰金**

## 廃棄物・ リサイクル業者



### 改正点

フロン類の回収が確認でき  
ない機器の引取りは禁止。

**違反した場合、  
50万円以下の罰金**

# ビル・商業施設の解体工事を依頼されたら……

- 解体する建物において業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器の有無を確認します。
- 事前確認書面に結果を記入し、その内容を工事発注者に説明します。
- 書面を工事発注者と解体業者がそれぞれ3年間保存します。

事前確認書面

## 機器がある場合

## 機器がない場合

フロン類が回収済み

フロン類が未回収

機器がない場合でも、書面を保存してください!

方法②の場合

- 方法①: 工事発注者から委託確認書をもらい、フロン類の回収を充填回収業者に依頼します。
- 方法②: 工事発注者に対して、発注者自ら(又は第三者に委託して)フロン類の回収を充填回収業者に依頼するよう伝えます。

方法①の場合

- 工事発注者からフロン類の引取証明書の写しをもらいます。

- 充填回収業者から引取証明書の写しをもらい、3年間保存します。

※引取証明書の写しを必要部数用意します。

委託確認書

充填回収業者\*



フロン類を回収し、引取証明書を発行します。  
\*都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者

引取証明書(写し)

- 廃棄物・リサイクル業者に廃棄機器を引渡す際に引取証明書の写しを渡します。

**引取証明書によりフロン回収済みであることを確認できないと、その機器の引取りは拒否されます!**

※廃棄物・リサイクル業者が充填回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の引取りも依頼することができます。

## フロン類は強力な温室効果ガスです!

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



### ■お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL:03-3581-3351(内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL:03-3501-1511(内線3711)





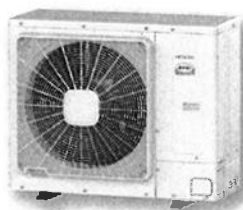
廃棄物・リサイクル業者の皆様へ

フロン排出抑制法の改正(2020年4月1日施行)により  
フロン類の回収が確認できない機器の  
引取りは禁止されました。

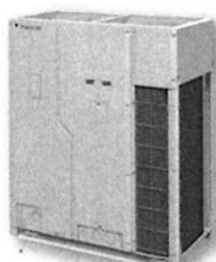
違反した場合には**50万円以下の罰金**が科せられます。

### 対象となる機器

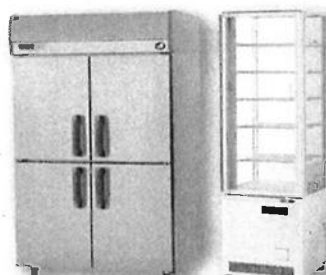
業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうち、フロン類が使われているもの



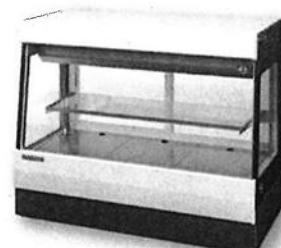
店舗用エアコン



ビル用マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用ショーケース など

引取証明書(写し)でフロン類が回収済みであることを確認したとき

または

充填回収業者として自らフロン類を回収するとき  
は引き取ることができます。

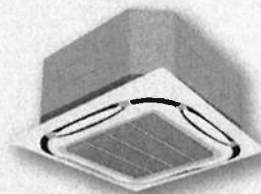
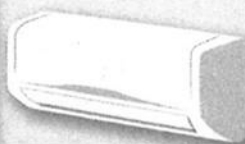
### 対象とならない機器



カーエアコン



家庭用製品



室内機のみ

※カーエアコンは自動車リサイクル法、家庭用製品は家電リサイクル法の対象です。

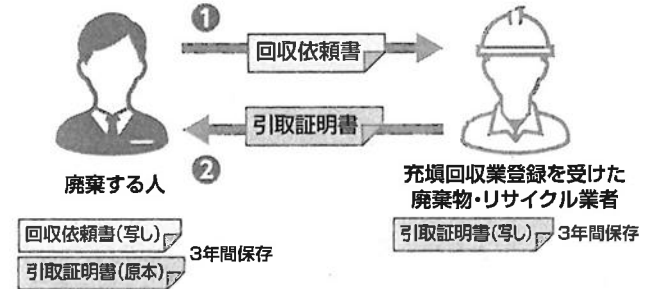


**Q** 具体的にどういった場合に対象機器の引取りが可能ですか？

**A** 主に以下の場合に引取りが可能です。

**① 引取証明書を受け取った場合**

**② 自らフロン類を回収する場合**



※さらに別の廃棄物・リサイクル業者に機器の引取りを依頼する場合には、引取証明書(写し)を回付してください。

**Q** 家庭用の製品はどのように処分したらよいのでしょうか？

**A** 家電リサイクル法等に従い、フロン類を回収してください。  
※廃棄物処理法によって、処理基準上フロン類の回収が義務づけられています。

**Q** 可燃性冷媒のノンフロン機器はどのように処分したらよいのでしょうか？

**A** 冷媒回収の義務はありませんが、機器処分の際には火災等に十分気をつけてください。

## フロン類は強力な温室効果ガスです！

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



### ■ お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL:03-3581-3351 (内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL:03-3501-1511 (内線3711)



# 大気汚染防止法が改正されました

一部の規定を除き、令和3(2021)年4月から施行されます。

## ◆大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和2年6月5日に公布されました。

建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材へ規制を拡大するとともに、都道府県等※<sup>1</sup>への事前調査結果の報告の義務付け及び作業基準遵守徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化します。



### 規制対象建材を拡大

- ✓ 石綿含有成形板等の不適切な除去により石綿が飛散した事例がみられたことから、全ての石綿含有建材に規制対象を拡大※<sup>2</sup>します。
- ✓ 石綿含有仕上塗材の除去作業には、独自の作業基準を設けます。



### 罰則の強化・対象拡大

- ✓ 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去等作業を行った場合は直接罰が適用されます。
- ✓ 下請負人にも作業基準遵守義務が適用されます。
- ✓ 都道府県等による立入検査の対象を拡大します。



### 事前調査の信頼性の確保

- ✓ 事前調査の方法を法定化します。(書面調査、目視調査及び分析調査)
- ✓ 「必要な知識を有する者※<sup>3</sup>」による事前調査の実施を義務付けます。(施行：令和5年10月～)
- ✓ 一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無にかかわらず、元請業者等※<sup>4</sup>が事前調査結果を都道府県等へ報告することを義務付けます。(施行：令和4年4月～)
- ✓ 事前調査に関する記録を作成し、一定期間保存※<sup>5</sup>することを義務付けます。



### 作業記録の作成・保存

- ✓ 「必要な知識を有する者※<sup>6</sup>」による取り残しの有無等の確認を義務付けます。
- ✓ 作業記録の作成・保存※<sup>7</sup>を義務付けます。
- ✓ 作業結果の発注者への報告を義務付けます。

- ※<sup>1</sup> 都道府県、大気汚染防止法の政令市など
- ※<sup>2</sup> 新たに規制対象となる石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材に係る工事については作業実施の届出の対象から除外。
- ※<sup>3</sup> 建築物石綿含有建材調査者又は法施行前に日本アスベスト調査診断協会に登録されている者
- ※<sup>4</sup> 元請事業者または自主施工者
- ※<sup>5</sup> 解体等工事終了後3年間保存
- ※<sup>6</sup> 石綿作業主任者、※<sup>2</sup>の事前調査の必要な知見を有する者
- ※<sup>7</sup> 解体等工事終了後3年間保存



環境省

Ministry of the Environment

(1)

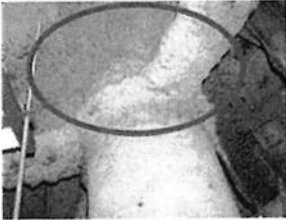
# 大気汚染防止法の改正の概要

## 改正概要

建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化する。

### <石綿含有建材の種類>

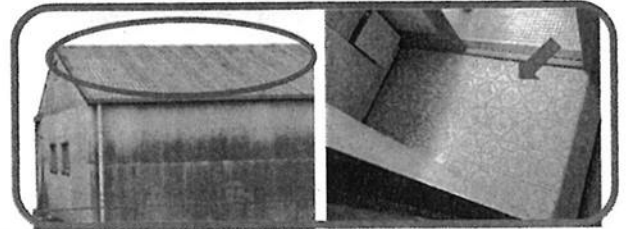
吹付け石綿(レベル1)



石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)



その他の石綿含有建材(成形板等)(レベル3)



## 現状・課題

## 主な改正事項

### <課題1>

規制対象となっていない石綿含有成形板等(レベル3)の不適切な除去により石綿が飛散

### <規制対象>

全ての石綿含有建材に拡大  
(現状の規制対象の除去作業(約2万件)の5~20倍増)

### 【工事の流れ】

#### 事前調査

- ・ 石綿含有建材の使用の有無を調査
- ・ 調査結果を発注者に説明

### <課題2>

▼不適切な事前調査による石綿含有建材の見落とし  
(見落とされた現場の都道府県等による把握が困難)

○ 一定規模以上等の建築物等について石綿含有建材の有無にかかわらず調査結果の都道府県等への報告の義務付け

※ 環境省と厚生労働省が連携し電子システムによるコネクテッド・ワンストップ化。制度開始時より運用。

○ 調査方法を法定化

※ 必要な知識を有する者による書面調査、現地調査等

○ 調査に関する記録の作成・保存の義務付け

レベル1・2あり

レベル1・2なし

#### 届出

- ・ 作業内容を都道府県等に届出

#### 解体等工事

#### 石綿含有建材の除去等作業

(特定粉じん排出等作業)

- ・ 作業基準の遵守義務
- 作業基準適合命令等
- 命令違反への罰則

※レベル3については、相対的に飛散性が低いこと、除去等作業の件数が膨大となり都道府県等の負担を考慮する必要があることから、届出対象とはせず、作業基準等の規制の対象とする。

### <課題3>

▼短期間の工事の場合、命令を行う前に工事が終わってしまう

○ 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業を行った場合等の直接罰の創設

○ 下請負人を作業基準遵守義務の対象に追加

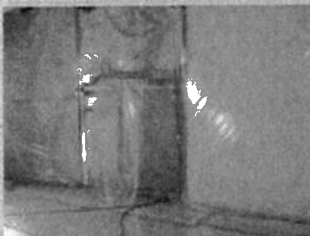
### <課題4>

▼不適切な作業による石綿含有建材の取り残し

○ 作業結果の発注者への報告の義務付け

○ 作業記録の作成・保存の義務付け

※ 必要な知識を有する者による作業終了の確認



隔離措置の様子



吹付け石綿の除去作業の様子

○ 都道府県等による立入検査の対象を拡大

○ 災害時に備え、国や都道府県等は建築物等の所有者等による建築物等への石綿含有建材の使用の有無の把握を後押しすること等に努める。

※ 改正法の施行期日(公布日:令和2年6月5日)

・ 下記以外の規定: 令和3年4月1日

・ 調査結果の報告: 令和4年4月1日

(2)

# 石綿（アスベスト）とは

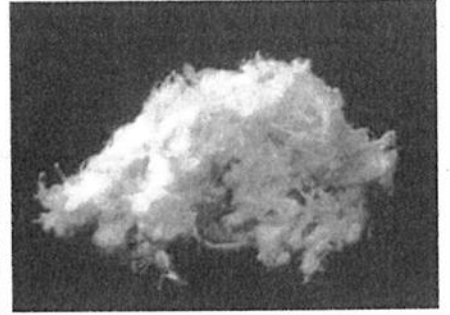
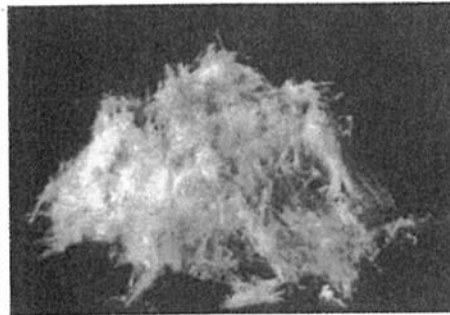
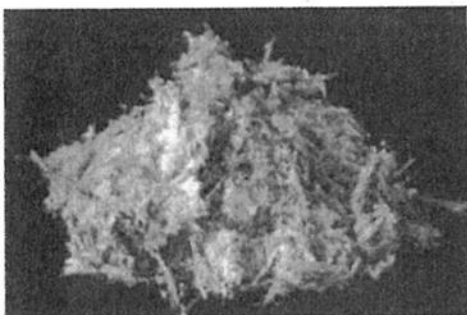
石綿(アスベスト)は、耐火、耐熱、防音等の性能に優れた天然の鉱物であり、安価で加工しやすいことから、多くが建築材料に使用されてきました。吸引することにより肺がんや中皮腫等の健康被害を引き起こすため日本では現在製造・使用等が禁止されていますが、過去に使用されたものの多くは建築物等に残存しています。

石綿とは、繊維状を呈している蛇紋岩のクリソタイル、角閃石系のアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クロシドライト及びトレモライトをいいます。

「石綿を含有する」とは、石綿をその重量の0.1%を超えて含有する場合をいいます。

## 代表的な石綿（アスベスト）

クロシドライト(青石綿)    アモサイト(茶石綿)    クリソタイル(白石綿)



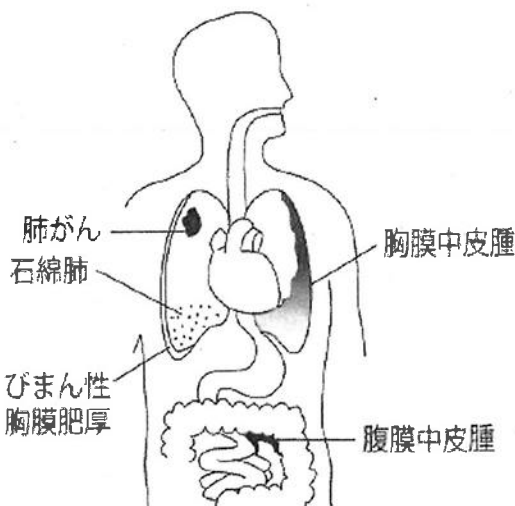
出典：THE ASBESTOS/せきめん読本（1996年日本石綿協会）

## アスベストの物性（特徴）

1. 紡織性
  2. 高抗張性(引張り強度)
  3. 不燃・耐熱性
  4. 耐摩耗性
  5. 耐薬品性
  6. 耐腐食性
  7. 絶縁性
  8. 親和性
  9. 経済性(安価)
- ⇒耐久性を要する建材、製品に幅広く使用

## アスベストの使用と規制

- |          |   |
|----------|---|
| 昭和30年頃   | 建材としての使用が一般化                                |
| 昭和50年    | 石綿を5%を超えて含有する吹付作業の原則禁止                      |
| 昭和55年    | 石綿含有吹付けロックウールの使用終了                          |
| 昭和62年11月 | 建築物耐火構造規定から吹付石綿を除外                          |
| 平成7年1月   | <阪神・淡路大震災>                                  |
| 4月       | 石綿を1%を超えて含有する吹付作業の原則禁止                      |
| 平成16年10月 | 石綿を1%を超えて含有する主な建材、摩擦材及び接着剤の新たな製造等の禁止        |
| 平成17年6月  | <石綿製造工場周辺での石綿由来疾病発生事案>                      |
| 7月       | 石綿を1%を超えて含有する吹付作業の全面禁止                      |
| 平成18年9月  | 石綿を0.1%を超えて含有するすべての物の製造・輸入・譲渡・提供・新たな使用の禁止   |
| 平成24年4月  | 石綿を0.1%を超えて含有するすべての物の製造・輸入・譲渡・提供・新たな使用の全面禁止 |



## 主な石綿関連疾患と発生部位

出典：（独）環境再生保全機構パンフレット

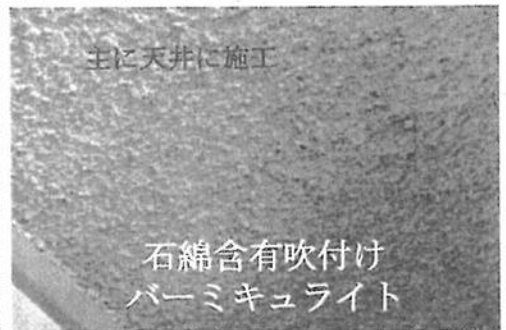


# 石綿（アスベスト）が使用されている 建物・部位・建材の種類

石綿（アスベスト）の大半は、建築材料に使用されています。

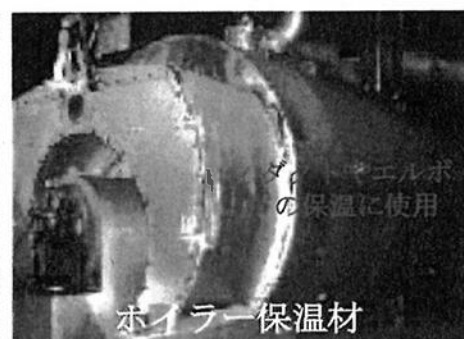
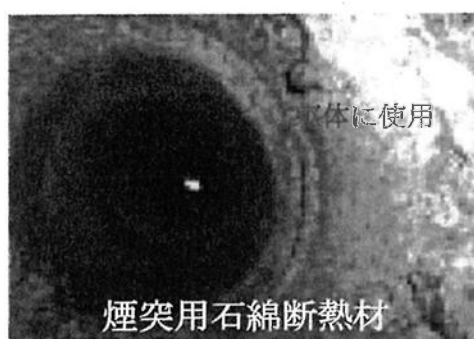
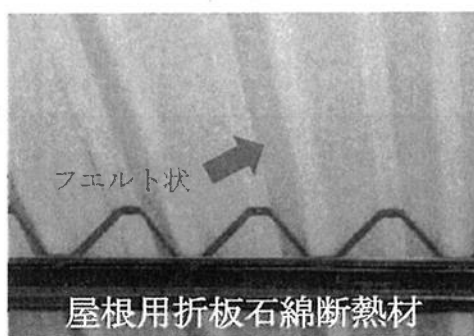
## (1) 吹付け石綿

- ✓ 鉄骨(S)造では、柱や梁の鉄骨を熱から保護するため、石綿含有吹付け材が使用されています（使用禁止後、耐火被覆材に移行）。
- ✓ 鉄筋コンクリート(RC)造でも、天井・壁等の耐火・耐熱、吸音、結露防止、居室等の意匠として使用されています。



## (2) 石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材

- ✓ 煙突やダクト等の断熱、配管の保温、天井や壁の断熱、結露防止、貫通部の耐火（吹付石綿の代替）として使用されています。



出典：目で見えるアスベスト（第2版 平成20年3月国土交通省）

(4)

# 石綿（アスベスト）が使用されている 建物・部位・建材の種類

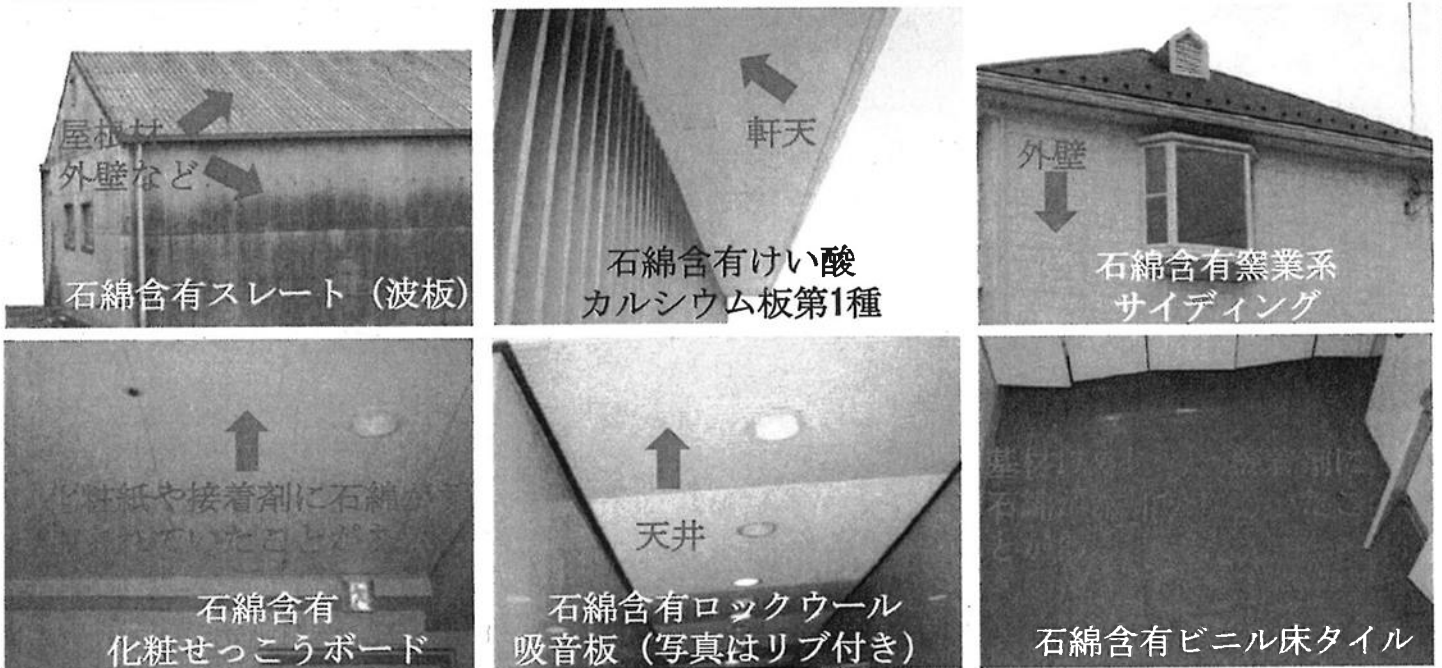
以下は、一般的な住宅にも使用されていることがあります。



## (3) 石綿含有成形板等

石綿含有成形板は建物の内外装に非常に多く使用されています。

- ✓ 内装材(壁、天井、床、間仕切り): 耐火、吸音、結露防止、防水、意匠
- ✓ 外装材(外壁、軒天、屋根、煙突材): 耐火、耐候、防水、意匠



出典：目で見えるアスベスト（第2版 平成20年3月国土交通省）

## (4) 石綿含有仕上塗材

内外装の仕上に使用されています。

- ✓ 内壁の仕上: 意匠
- ✓ 外壁の仕上: 意匠、耐候



出典：日本建築仕上材工業会  
<http://www.nsk-web.org/kikaku/index.html>

(5)



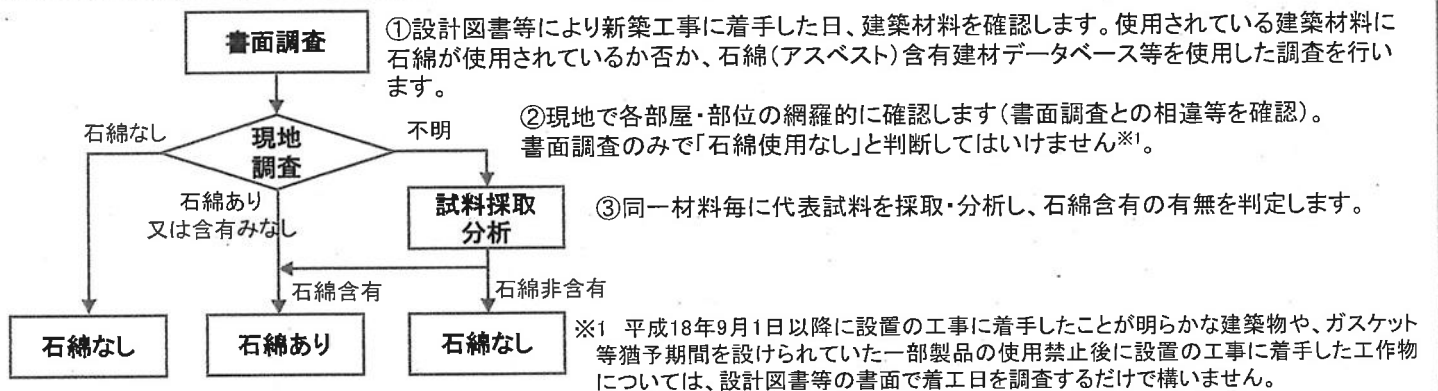
# 建築物や工作物を解体・改造・補修する際は、事前調査が必要です。

解体等工事の元請業者等は、工事を行う前に石綿含有建材が使用されていないか確認する必要があります。

(1) 大気汚染防止法に事前調査の方法が規定されました。(新法第18条の15第1項)

- ① 設計図書その他書面による調査
- ② 現地での目視による調査
- ③ 分析による調査

NEW



(2) 建築物の事前調査は、必要な知識を有する者に実施させる必要があります※2~5。

【義務付け適用】令和5(2023)年10月1日~

(新法第18条の15第1項及び第4項、新規則第16条の5)

- ① 一般建築物石綿含有建材調査者(一般調査者)
- ② 特定建築物石綿含有建材調査者(特定調査者)
- ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者(一戸建て等調査者)

③は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ実施可能。なお、義務付け適用前に(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録されている者も、「同等以上の能力を有する者」として認められています。

NEW



※2 工作物については、調査者等による事前調査の実施は義務付けられていません。

※3 石綿含有建材の種類が多岐にわたるような大規模建築物や、改修を繰り返し石綿含有材料の特定が難しい建築物は、特定調査者や一定の実地経験を積んだ一般調査者に調査を依頼してください。

※4 義務付け適用開始前であっても、可能な限り必要な知識を有する者に調査を実施させてください。

※5 分析調査は、厚生労働大臣が定める者等(令和2年厚生労働省令第277号)に依頼してください。

## 自主施工者である個人による事前調査について

解体等の工事の自主施工者である個人(解体等工事を業として行う者を除く)が床、壁、天井等への家具の固定のための孔あけ等、排出・飛散される粉じんの量が著しく少ない軽微な工事のみを施工する場合は、必ずしも「必要な知識を有する者」に事前調査を実施させる必要はありません。

ただし、個人であっても作業基準の遵守義務等は適用されますので、専門家による事前調査をお勧めします。



(6)

# 建築物や工作物を解体・改造・補修する際は、事前調査が必要です。

(3) 事前調査の結果は、作業開始前(届出対象特定工事の場合は工事開始の14日前まで)に書面で元請業者等から発注者に説明する必要があります。

強化

**[説明事項]**

- ① 石綿使用の有無に関わらず必ず説明する事項(新法第18条の15第1項第1号及び第4号、新規則第16条の7第1号及び第2号)
  - ✓ 事前調査結果、調査の終了年月日、調査の方法並びに調査を行った者の氏名及び調査者等に該当することを明らかにする事項(調査者の講習実施機関の名称等)
- ② 特定工事に該当する場合の説明事項(新法第18条の15第1項第2号及び第3号、新規則第16条の7第3号及び第4号)
 

(★は届出対象特定工事で該当する場合のみ)

  - ✓ 特定建築材料の種類・使用箇所・使用面積
  - ✓ 特定粉じん排出等作業の種類
  - ✓ 特定粉じん排出等作業の実施期間
  - ✓ 特定粉じん排出等作業の方法
  - ✓ 対象となる建築物等の概要(構造・階数・延べ面積等)・配置図及び付近の状況★
  - ✓ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
  - ✓ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
  - ✓ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所★

届出対象特定工事の場合に14日前までに説明することとしているのは、発注者による作業実施の届出書の作成を考慮したものです。



説明の書面の写しは、(4)の記録とともに工事終了後3年間保存してください。

(4) 一定規模以上の工事を行う場合は、石綿の使用の有無に関わらず、事前調査結果を元請業者等が都道府県等に報告しなければなりません。

【義務付け適用】令和4(2022)年4月1日～

(新法第18条の15第6項、新規則第16条の11)

NEW

**[規模要件]**

- ✓ 建築物の解体:対象の床面積の合計が80㎡以上
  - ✓ 建築物の改造・補修、工作物の解体・改造・補修:請負金額の合計が100万円以上
- ※工作物は環境大臣が定めるもの(令和2年環境省告示第77号)、金額には事前調査の費用は含まず、消費税を含みます。

**[報告事項]**

調査対象の建築物等の概要、解体等工事の期間、建築材料の種類及び特定建築材料に該当するか否か(該当しないと判断した場合はその根拠)、調査者等の氏名及び調査者等であることを明らかにする事項等

**[報告の方法]**

新たに整備する電子システム ※石綿障害予防規則の報告と共通のシステム 報告は元請業者又は自主施工者が行います。

(5) 事前調査に関する記録を作成し、その写しを解体等工事の現場に備え置く必要があります。当該記録は、解体等工事終了後3年間保存しなければなりません。

NEW

**[記録事項]** (新法第18条の15第3項及び第4項、新規則第16条の8)

(3)の説明事項に発注者氏名等を加えたもの

**[現場への備え置き]** (新法第18条の15第5項)

備え置きの方法は指定していません。工事を施工する者や都道府県等が立入検査の際に確認できる状態であればよいので、電子データでも紙媒体でも差し支えありません。

(7)



# 特定粉じん排出等作業の届出は、発注者 又は自主施工者が行います。

石綿含有吹付け材、石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材を除去、封じ込めまたは囲い込みを行う場合は、作業開始の14日前までに都道府県等への届出が必要です。

※囲い込みは、著しく飛散するおそれのある場合のみ必要

変更なし

## [届出事項] (新法第18条の17)

- ✓ 届出対象特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人であってはその代表者氏名
- ✓ 当該届出対象特定工事の場所
- ✓ 当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における当該政令で定める特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ✓ 特定粉じん排出等作業の種類
- ✓ 特定粉じん排出等作業の方法
- ✓ 特定粉じん排出等作業の方法が第十八条の十九各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由



## [届出様式] (新規則第10条の4)

様式第3の5

### 特定粉じん排出等作業、特定工事、届出対象特定工事

「特定粉じん排出等作業」とは、石綿含有建築材料が使用されている建築物・工作物を解体、改造又は補修することをいいます。

「特定工事」とは、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事のことをいいます。

特定工事のうち、石綿を多量に発生し、又は飛散させる原因となる吹付け石綿・石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材の除去、封じ込め又は囲い込みを行う場合は、「届出対象特定工事」に該当します。

# 届出が不要な作業についても作業計画を 作成する必要があります。

NEW

特定粉じん排出等作業を行う際は、届出対象特定工事ではない場合でも作業開始前に作業計画を作成し、当該計画に基づいて特定粉じん排出等作業を行うことが、新たに作業基準に位置付けられました。

## [作業計画に記載する事項] (新法第18条の14、新規則第16条の4第1項)

- ✓ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人であってはその代表者氏名
- ✓ 特定工事の場所
- ✓ 特定粉じん排出等作業の実施期間
- ✓ 対象特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ✓ 特定粉じん排出等作業の方法
- ✓ 対象となる建築物等の概要(構造・階数・延べ面積等)・配置図及び付近の状況
- ✓ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ✓ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ✓ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

概ね発注者への  
報告事項となります。

# 事前調査結果、作業の掲示板の大きさが定められました。

強化

## (1) 事前調査結果の掲示 (新法第18条の15第5項、新規則第16条の10)

- ✓ より見やすい掲示とするため、掲示板の大きさが定められました。  
A3サイズ(42.0cm×29.7cm)以上
- ✓ 事前調査方法の法定化や必要な知識を有する者に実施させること、特定建築材料の拡大に伴い、掲示事項が追加されています。
- ✓ 掲示板の設置場所に変更はありません。

### [事前調査結果の掲示事項]

- ・事前調査の結果(特定工事に該当するか否か及びその根拠)
- ・解体等工事の元請業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ・事前調査を終了した年月日
- ・事前調査の方法(書面調査・目視調査・分析による調査及び調査者等に調査を行わせたこと)並びに解体等工事が特定工事に該当する場合は特定建築材料の種類

### [掲示板の設置場所]

- ・公衆の見やすい場所(参考:石綿則では作業者の見やすい場所)

### [掲示板の掲示日]

- ・作業の開始前(自治体によっては掲示日を定めている場合があります)

## (2) 特定粉じん排出等作業に係る掲示 (新法第18条の14、新規則第16条の4第2号)

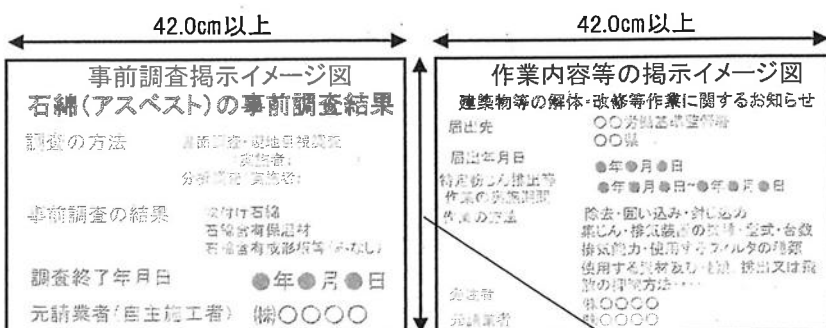
- ✓ より見やすい掲示とするため、掲示板の大きさが定められました。  
A3サイズ(42.0cm×29.7cm)以上
- ✓ 掲示事項、掲示板の設置場所に変更はありません。

### [作業内容等の掲示事項]

- ・特定工事の発注者及び元請業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・届出対象特定工事に該当する場合にあっては、届出年月日及び届出先
- ・特定粉じん排出等作業の実施期間及び方法
- ・特定工事の元請業者等の現場責任者の氏名及び連絡場所

### [掲示板の設置場所]

- ・公衆の見やすい場所(参考:石綿則では作業者の見やすい場所)



A3サイズ(42.0cm×29.7cm)以上であれば、縦・横はどちらでも可。

29.7cm以上

### 掲示について

- ・事前調査結果の掲示、作業実施の掲示は、1枚に集約することもできます。また、石綿則の掲示と兼ねることができます(その場合、石綿ばく露防止対策の実施内容を記載するほか、作業者の見やすい場所に設置することが必要です)。
- ・都道府県等により条例等で掲示事項を定めている場合がありますので、事前に確認してください。

(9)

# 隔離等をせずに吹付け石綿の除去を行う等、正しい方法で作業が実施されていない場合は、直接罰が適用されます。

NEW

吹付け石綿及び石綿含有耐火被覆材等の作業について、行わなければならない措置及び方法に違反があった場合には、作業基準適合命令を介さずに直接罰則が適用されることとなります。

[特定建築材料の除去等の方法](新法第18条の19、新規則第16条の12~14)

作業の種類	方法
除去	(1)かき落とし、切断、又は破碎することなく取り外す方法
	(2)除去を行う場所を他の場所から隔離し(前室も設置)、除去を行う間、JIS Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用する方法
	(3)(2)に準ずるものとして環境省令で定める方法(例:グローブバッグ)
当該特定建築材料からの特定粉じんの飛散を防止するための処理	囲い込み又は封じ込め(吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿を含有する石綿含有断熱材等の囲い込み等(切断、破碎等を伴うものに限る。))を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、作業を行う場所を他の場所から隔離し、囲い込み等を行う間、隔離した場所においてJIS Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用する方法)

[罰則](新法第34条第3号)

3月以下の懲役又は30万円以下の罰金



集じん・排気装置が正常に稼働していること、作業場及び前室が負圧に確保されていることの確認頻度が強化されます。

[作業基準](新法第18条の14、新規則第16条の4第6号・別表第7の1の項の下欄)

確認の種類	タイミング・頻度	確認の方法等
集じん・排気装置が正常に稼働していることの確認	初めて除去等を行う日の作業開始後速やかに	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆粉じんを迅速に測定できる機器                             <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ デジタル粉じん計</li> <li>✓ パーティクルカウンター</li> <li>✓ 繊維状粒子自動測定器(リアルタイムファイバーモニター)</li> </ul> </li> <li>◆確認事項                             <ul style="list-style-type: none"> <li>作業開始前と比較して粉じん濃度が上昇していないこと</li> </ul> </li> </ul>
	除去等を行う日の開始後	
	集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、フィルタを交換した場合	
	その他必要がある場合(集じん・排気装置に衝撃を与えた場合等)	
作業場及び前室が負圧に保たれていることの確認	除去等を行う日の作業開始前	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆確認の方法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 微差圧計による測定</li> <li>✓ 目視による空気の流れの確認</li> </ul> </li> <li>◆確認事項                             <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 負圧が確保されていること</li> </ul> </li> </ul>
	作業中断時(休憩や当日の作業終了で退室した時)	

●異常が認められた場合は作業を中止し、装置の補修その他必要な措置を講ずる。

(10)



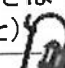


# 石綿含有仕上塗材や石綿含有成形板等を除去する際の作業基準が新設されました。

## ◆石綿含有仕上塗材の除去に独自の作業基準が設けられました。

[作業基準](新法第18条の14、新規則第16条の4第6号・別表第7の3の項下欄)

NEW

特定建築材料の種類	作業基準
石綿含有仕上塗材	<p>除去時は(1)、(2)またはこれと同等以上の効果を有する措置※1を講ずること</p> <p>(1)除去する石綿含有仕上塗材を薬液等により湿潤化※2すること </p> <p>(2)電気グラインダーその他の電動工具を用いて除去する場合は、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>①除去部分の周辺を事前に養生すること </p> <p>②除去する石綿含有仕上塗材を薬液等により湿潤化すること</p> <p>(3)除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること((2)①の養生を行ったときは養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと) </p>



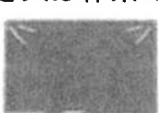





※1 同等以上の効果を有する措置: 負圧隔離養生(隔離、前室の設置及び集じん・排気装置の使用)

※2 薬液等による湿潤化: 薬液等には水や剥離剤を含む。湿潤化が著しく困難な場合は、所定の集じん性能を有する集じん装置を併用する。

- ◆石綿含有成形板等はセメント等で固形化されているため、通常の使用では石綿は飛散しにくいですが、劣化している場合や除去時に切断・破砕等を行うと石綿が飛散するおそれがあります。
- ◆けい酸カルシウム板第1種は他の成形板に比べ、飛散性が高いため、切断・破砕等を行う場合は湿潤化に加え養生が必要です。

[作業基準](新法第18条の14、新規則第16条の4第6号・別表第7の4の項下欄)

NEW

特定建築材料の種類	作業基準
石綿含有けい酸カルシウム板第1種	<p>※除去時は(1)、(2)またはこれと同等以上の措置※3を講ずること。 </p> <p>(1)切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと </p> <p>(2)(1)の方法で除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>①除去部分の周辺を事前に養生すること </p> <p>②除去する建材を薬液等により湿潤化※4すること </p> <p>(3)除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること((2)①の養生を行ったときは養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと) </p>
その他の石綿含有成形板等	<p>(1)切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと </p> <p>(2)(1)の方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は除去する建材を薬液等により湿潤化※4すること </p> <p>(3)除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること </p>

※3 同等以上の効果を有する措置: 負圧隔離養生(隔離、前室の設置及び集じん・排気装置の使用)

※4 薬液等による湿潤化: 薬液等には水を含む。湿潤化が著しく困難な場合は、十分な集じん機能を有する局所集じん装置を使用して除去を行う。

●その他の成形板等を切断・破砕等する場合も、民家が隣接している場合等、周辺状況に応じて養生を行うことが望ましい。(11)

# 石綿の除去等作業完了後は、確認及び発注者への報告が必要です。

NEW

取り残しや不適切作業による石綿の排出・飛散を防止するため、作業の記録および適切に作業が行われていること及び取り残しがないことの確認が作業基準に位置付けられました。確認した結果は、発注者に書面で報告するとともに、記録を作成し、一定期間保存する必要があります。

## ①作業の記録

特定工事の元請業者等又は下請負人は、特定工事における施工の分担関係に応じて、特定粉じん排出等作業の実施状況の記録を特定工事が終了するまでの間保存する必要があります。

[作業基準](新法第18条の14、新規則第16条の4第3号)

[記録事項]

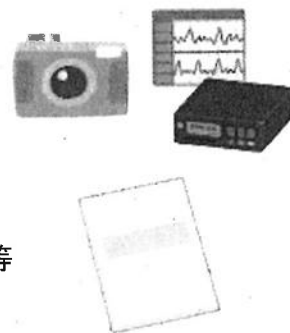
- ✓ 確認年月日
- ✓ 確認の方法
- ✓ 確認の結果(確認の結果に基づき補修等の措置を講じた場合はその内容)
- ✓ 確認者の氏名

[記録の方法]

- ✓ 作業基準の規定に適合した作業であることが確認できる写真、動画、点検記録等

[記録の保存期間]

- ✓ 特定工事が終了するまで



## ②作業が計画に基づき適切に行われていることの確認

特定工事の元請業者等は、下請負人が作成した記録により作業が計画に基づき適切に行われているか確認し、記録を作成・保存する必要があります。



[作業基準](新法第18条の14、新規則第16条の15第4号)

## ③取り残し等の確認

元請業者等は、除去作業については取り残しがないこと、囲い込み及び封じ込めについては措置が正しく実施されているか否かについて、「知識を有する者」に目視で確認させる必要があります。

[作業基準](新法第18条の14、新規則第16条の4第5号)

[確認の方法]目視

[記録の実施者]除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者※1

- ✓ 建築物:調査者等事前調査の知識を有する者または石綿作業主任者
- ✓ 工作物:石綿作業主任者

※1「解体等工事の自主施工者である個人(解体等工事を業として行う者を除く。)」は、排出され又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら確認を行うことができる。



(12)

# 石綿の除去等作業完了後は、確認及び発注者への報告が必要です。

NEW



煙突断熱材の取り残し  
(筋状のもの)



鉄骨の吹付け石綿  
の取り残し

## 取り残しの事例

### ◆特定粉じん排出等作業の結果の報告等

特定工事の元請業者は、特定粉じん排出等作業が完了したときは、発注者に対し、結果を書面で遅滞なく報告するとともに、作業に関する記録を作成し、書面の写し及び記録を保存しなければなりません。

自主施工者も作業に関する記録の作成・保存が必要です。

[特定粉じん排出等作業の結果の報告等](新法第18条の23第1項)

[書面で報告する事項](新規則第16条の15第1項)

- ✓ 特定粉じん排出等作業が完了した年月日
- ✓ 特定粉じん排出等作業の実施状況の概要
- ✓ 確認を行った者の氏名及び確認を行った者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを明らかにする事項

[記録事項](元請業者:新法第18条の23第1項、新規則第16条の15第2項、★は元請業者のみ必要な記録)

(自主施工者:新法第18条の23第2項、新規則第16条の16)

- ✓ 特定工事の元請業者等の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ✓ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合は当該下請負人の現場責任者氏名及び連絡場所
- ✓ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者氏名
- ✓ 特定工事の場所
- ✓ 特定粉じん排出等作業の種類
- ✓ 特定粉じん排出等作業を実施した期間
- ✓ 特定粉じん排出等作業の実施状況

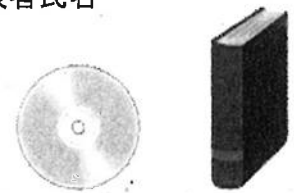
(確認年月日、確認の結果<sup>※1</sup>及び確認を行った者の氏名)

※1 負圧隔離等を伴う作業については、集じん・排気装置が正常に稼働することの確認結果、作業場及び前室が負圧に保たれていること、確認結果、隔離を解くに当たっての薬液等の散布・清掃等その他の特定粉じんの処理がなされたこと・特定粉じんが排出・又は飛散するおそれがないことの確認結果を含む。

- ✓ 発注者への報告書面の写し★
- ✓ 確認を行った者が当該当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを証明する書類の写し

[記録の保存](新法第18条の23、新規則第16条の16)

- ✓ 特定工事終了後3年間





# 罰則の対象が拡大されます。

NEW

## ◆下請負人も罰則等の対象となります。

特定工事の元請業者及び自主施工者に加え、下請負人も作業基準の遵守義務等の対象となりました。

このため、特定工事の元請業者や請け負った特定工事の全部または一部を他者に請け負わせるときは、その者に対して特定粉じん排出等作業の方法等を事前に説明する必要があります。

### [下請負人に適用される違反等と罰則]

- ✓ 除去等の方法の義務違反 3月以下の懲役又は30万円以下の罰金 (新法第18条の19、第34条第3号)
- ✓ 作業基準適合命令違反 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 (新法第18条の21、第33条の2第1項第2号)  
(過失の場合は3月以下の懲役または30万円以下の罰金(新第33条の2第2項))

このほか、罰則はないものの、作業基準の遵守義務(新法第18条の20)があります。

### [その他下請負人に拡大される規制等]

- ✓ 自治体が行う報告徴収及び立入検査の対象となります(対象は特定工事の施工分担範囲)。

### [元請業者等が事前に下請負人に説明しなければならない事項] (新法第18条の16第3項、新規則第16条の11))

- ✓ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ✓ 特定粉じん排出等作業の種類
- ✓ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ✓ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

## ◆報告及び立入検査の対象拡大

対象者に下請負人を加えるとともに、営業所、事務所等その他の事業場を立入検査の対象に加えます。

報告事項も規制強化にともない追加されています。

拡大

### [立入検査の対象](新法第26条第1項)

- ✓ 解体等工事に係る建築物等
- ✓ 解体等工事の現場
- ✓ 解体等工事の元請業者、自主施工者、  
下請負人(特定工事に従事する者に限る)  
の営業所、事務所その他の事業場



### [報告の対象](★は発注者、元請業者及び自主施工者に限る。下請負人は特定工事の施工分担範囲)

- ✓ 特定粉じん排出等作業の方法等(特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積、特定粉じん排出等作業の種類、実施期間、方法、新法第18条の19に定める方法により行わない場合の理由、新規則第16条の7各号に掲げる事項(解体等工事に係る説明事項))
- ✓ 特定粉じん排出等作業の結果
- ✓ 事前調査について★

# 災害時に備え、建築物等に石綿が使用されているか確認しておくことが重要です。

近年、災害の甚大化により、損壊した石綿使用建築物等から石綿が飛散するおそれが高まっています。  
 このような状況を踏まえ、国及び地方公共団体は連携して平時からの建築物等における石綿使用有無の把握に向けた取組を促進していきます。

NEW

## [国の施策] (新法第18条の24)

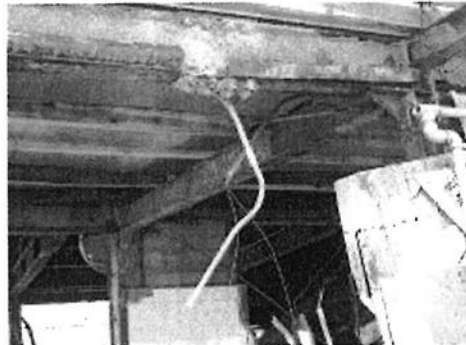
✓ 国は、建築物等に特定建築材料が使用されているか否かを把握するために必要な情報の収集、整理及び提供その他の特定工事等に伴う特定粉じんの排出又は飛散の抑制に関する施策の実施に努めなければならない。

## [地方公共団体の施策] (新法第18条の25)

✓ 地方公共団体は、建築物等の所有者、管理者又は占有者に対し、特定建築材料及び建築物等に特定建築材料が使用されているか否かの把握に関する知識の普及を図るよう努めるとともに、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、特定工事等に伴う特定粉じんの排出又は飛散を抑制するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。



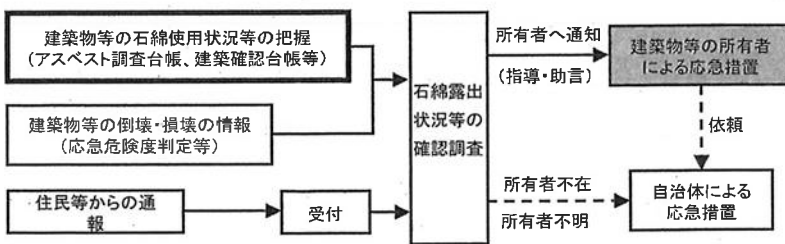
津波で流された断熱材



建物に残存した吹付け材



地震で損壊した建物



## 石綿含有建材の使用状況の把握に関するモデル事業

環境省では、災害時における石綿飛散防止対策の充実を図るため、令和2年度から「石綿含有建材の使用状況の把握に関するモデル事業」を実施しています。

モデル事業では、建築物等における石綿含有建材の使用状況の把握やデータベースの作成を推進するとともに、災害時におけるデータベースの活用等に関する手法の検討等を行い、災害時における石綿飛散防止を進めてまいります。

- : 自治体
- : 建物等所有者
- : 住民等

災害時の応急対応フロー  
 石綿露出状況等の把握と情報の受入れ・伝達体制の例

出典：写真・図ともに災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル改訂版



# 他にも必要な手続きがあります。

## 大気汚染防止法以外の関連法令

建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策に関連する法律としては、大気汚染防止法以外に労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法などがあります。このうち労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に石綿の飛散防止に関連する作業基準等が定められており、工事施工者等はこれらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります。

### ● 労働安全衛生法、石綿障害予防規則における規定

建築物の解体等の工事で生じる石綿粉じんが作業環境を著しく汚染し、労働者の健康に重大な影響を及ぼすことを防止する観点から作業場内での基準等が定められています。

### ● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律における規定

特定管理産業廃棄物に指定された廃石綿等について、その分別、保管、収集、運搬、処分等を適正に行うため必要な処理基準等が定められています。

### ● 建築基準法における規定

建築物の大規模な増改築時には吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールの除去が義務付けられ、また、石綿の飛散のおそれがある場合には、除去等の勧告・命令ができることが定められています。

### ● 建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)における規定

他の建築廃棄物の再資源化を妨げないように、石綿含有建築材料は、原則として他の建築材料に先がけて解体等を行い、分別しておくことが定められています。

※ また、地域によっては、地方自治体が条例を定めて規制をしている場合がありますので、当該作業を行う場所を管轄する都道府県、市町村にお問い合わせください。

### ● 詳細は、以下のホームページをご覧ください。

・法改正の資料等掲載ページ

[https://www.env.go.jp/air/post\\_48.html](https://www.env.go.jp/air/post_48.html)

・建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル  
(後日公開)

環境省 大防法改正



環境省

水・大気環境局 大気環境課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館

TEL 03-3581-3351(代表)内線6536 FAX 03-3580-7173

<http://www.env.go.jp/>

## 「鹿児島市建設局における再生資源活用工事実施要領」の運用

「鹿児島市建設局における再生資源活用工事実施要領」の運用については、下記により実施するものとする。

## 1 指定副産物の工事現場からの搬出

## (1) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

公共工事に伴い発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、再資源化施設へ搬出する。

## (2) 建設発生木材（伐採木、除根材を含む）

公共工事に伴い発生した木材を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、原則として再資源化施設へ搬出する。

ただし、工事現場から 50km の範囲内に再資源化施設が無い場合、または以下のア及びイとともに満たす場合は、再資源化施設への搬出に代えて縮減（焼却）する施設への搬出とすることができる。

ア 工事現場から再資源化施設までその運搬に用いる車輛が通行する道路が整備されていない場合。

イ 縮減をするために行う運搬に要する費用の額が再資源化施設までの運搬に要する費用より低い場合

## (3) 建設発生土

建設発生土は可能な限り当該工事現場内での利用に努めることとするが、やむを得ず流用をする場合は、原則として、50km の範囲内の他の公共工事へ搬出する。また、鹿児島地区建設副産物対策連絡会議で調整済みの場合は、その調整結果を優先すること。

なお、他の公共工事との受入時期及び土質等の調整が困難である場合は、本市が管理するストックヤードもしくは土砂処分場に搬出すること。

状況に応じて民間工事等への搬出を検討する場合は、工事発注課と協議すること。

## 2 建設汚泥の工事現場からの搬出

公共工事に伴い発生した建設汚泥を工事現場から搬出する場合は、原則として実施要領 5 (2) のいずれかの方法とすること。

また、再生利用の促進に当たっては、鹿児島県における「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」及びその実施要領について（通知）（平成 18 年 8 月 22 日付け）によること。

ただし、工事現場から 50km の範囲内に他の建設工事現場や再資源化施設が無い場合で、他の建設工事との受入時期及び土質等の調整が困難である場合には、縮減（脱水等）を行った上で最終処分することができる。

なお、鹿児島地区建設副産物対策連絡会議等で調整済みの場合は、その調整結果を優先することとする。

### 3 再生資材等の利用

#### (1) 再生骨材等の利用

工事現場から 40km の範囲内に再資源化施設がある場合は、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生骨材を利用する。

なお、再生切込砕石については、原則として、かごしま認定リサイクル製品認定制度の認定を受けた製品を使用すること。

#### (2) 再生加熱アスファルト混合物の利用

工事現場から 40km 及び運搬時間 1.5 時間の範囲内に再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生加熱アスファルト混合物を利用する。

#### (3) 建設発生土及び建設汚泥処理土の利用

工事現場から 50km の範囲内に建設発生土又は建設汚泥（建設汚泥が発生する工事現場において所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合）を搬出する他の公共工事又は建設汚泥処理土を製造する再資源化施設がある場合、受入時期、土質等を考慮したうえで、原則として、建設発生土若しくは建設汚泥処理土を利用する。

また、鹿児島地区建設副産物対策連絡会議で調整済みの場合はその調整結果を優先すること。

### 4 設計図書等における条件明示の方法

[記載例]

#### 第〇条 再生資材の利用

請負者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

なお、再生切込砕石については、原則として、かごしま認定リサイクル製品認定制度の認定を受けた製品を使用すること。

資 材 名	規 格	備 考
再生加熱アスファルト混合物	As 量 △%密粒再生	使用箇所
再生切込砕石(かごしま認定リサイクル製品)	RC-40 (30)	使用箇所

※ 使用に際しては、「プラント再生舗装技術指針」等を遵守すること。

#### 第〇条 建設発生土（建設汚泥処理土）の利用

盛土に使用する土は、〇〇道路改良工事からの建設発生土（又は建設汚泥処理土、購入土）を利用するものとする。

#### 第〇条 指定副産物（コンクリート塊）の再生利用

公共工事の施工により発生する無筋コンクリート設は、30 cm程度に小割りした後、盛土材として再生利用すること。

#### 第〇条 指定副産物の搬出

公共工事の施工により発生する指定副産物（建設発生土を除く）は、再資源化施設に搬出すること。なお、積算に際しては、下記の条件により算出している。

①施設の名称及び所在地

廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離
コンクリート	〇〇処分場	〇〇市〇〇町	L = 5.0km
木くず	△△処分場	△△市△△町	L = 10.0km

上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。  
 なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。  
 ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によらない事項についてはこの  
 限りではない。

②受入れ時間

〇〇処分場：00時00分～00時00分

△△処分場：00時00分～00時00分

③その他

仮置き等必要条件があれば記載する。

第〇条 建設汚泥の再生利用

公共工事の施工により発生する建設汚泥は、下記の処理概要により、現場内で再生利用すること。なお、再生利用に際し、「建設汚泥処理土の品質区分基準」の確認に要する費用については、下記の条件により算出している。

①処理概要（現場内利用）

中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途
現場内	脱水・乾燥	第〇種処理土	路体盛土材

②「建設汚泥処理土の品質区分基準」の確認に要する費用

品質区分基準	指標等	試験回数
品質基準	コーン指数	〇回
生活環境保全上の基準	土壌環境基準（環境基本法）	〇回
	特定有害物資の含有量基準（土壌汚染対策法）	〇回

第〇条 建設汚泥の搬出

公共工事の施工により発生する建設汚泥は、再資源化施設（又は管理型最終処分場）に搬出すること。なお、積算に際しては、下記の条件により算出している。

①施設の名称及び所在地

廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離
建設汚泥	〇〇処分場	〇〇市〇〇町	L = 〇〇km
建設汚泥	エコパークかごしま	薩摩川内市川永野町	L = 〇〇km

上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。  
 なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。  
 ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によらない事項についてはこの  
 限りではない。

②受入れ時間

〇〇処分場：00時00分～00時00分

エコパークかごしま：00時00分～00時00分

③その他

仮置き等必要条件があれば記載する。

第〇条 特定建設資材の分別解体等・再資源化等（建設リサイクル法対象工事の場合）

本工事は建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等について適正な措置を講ずること。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

①分別解体等の方法

工 程 毎 の 作 業 内 容 ・ 解 体 方 法	工程	作業内容	分別解体等の方法（※）
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( )	その他の工事 □ ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

②再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離
コンクリート	〇〇処分場	〇〇市〇〇町	L = 5.0km
アスファルト	△△処分場	〇〇市〇〇町	L = 10.0km

※上記②については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。  
ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

③受入れ時間

〇〇処分場：00時00分～00時00分

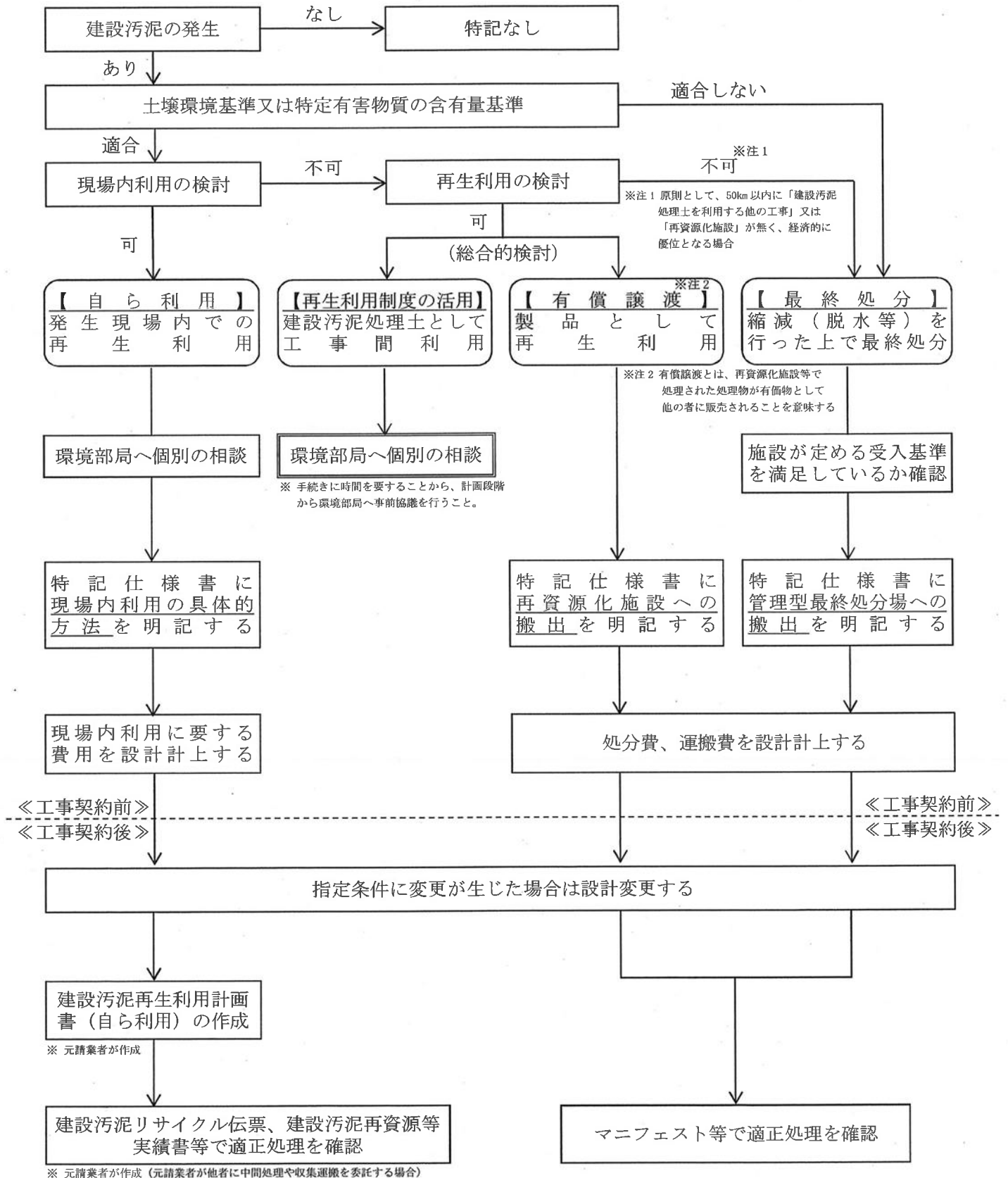
△△処分場：00時00分～00時00分

④その他

仮置き等必要条件があれば記載する。

### 公共工事における再生資源活用のフロー

#### 【建設汚泥】



## 一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会における 令和2年度労働災害防止計画

### 1. はじめに

(公社)全国産業資源循環連合会(以下、「連合会」という。)においては令和2年度からの3年間を期間とする「産業廃棄物処理業における第2次労働災害防止計画(以下、「第2次労働災害防止計画」という。)」を策定し、令和4年に死傷災害996人、死亡災害16人を下回ることを目標に掲げている。

この目標達成に向けて、当協会では、「第2次労働災害防止計画」はもとより、鹿児島県内の労働災害の発生状況、安全衛生活動のアンケート調査結果から、当年度に実施すべき事項を定め、会員企業が一体となり労働災害防止対策を積極的に推進し、会員企業の安全衛生水準の尚一層の底上げを図っていくものとする。

### 2. 令和4年度目標

(1) 死亡者数をゼロにする。

(2) 休業4日以上の死傷者数を平成24～26年の実績平均に比して、20%以上減少させる。

(平成24～26年の平均10人→令和4年8人以下に)

### 3. 重点実施事項

(1) 安全衛生規程を作成している会員企業数を増加させる。



#### 4. 令和2年度活動目標

2. の「令和4年度目標」を達成するために令和2年度における活動目標を次のとおり設定する。

##### 〈重点実施事項〉

(1) 安全衛生規程を作成している会員企業を前年度に比して、10%以上増加させる。  
(令和元年度72社→令和2年度80社以上に)

(2) 会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数を前年度に比して、5%以上増加させる。  
(令和元年度348社→令和2年度366社以上に)

(3) 協会が実施する安全衛生事業を認知している会員企業を前年度に比して、5%以上増加させる。  
(令和元年度255社→令和2年度268社以上に)

(4) 連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールを認知している会員企業を前年度に比して、5%以上増加させる。  
(令和元年度184社→令和2年度194社以上に)

(5) 法令に基づく安全衛生管理体制を構築している会員企業を前年度に比して、5%以上増加させる。  
(令和元年度242社→令和2年度255社以上に)

(6) 協会が実施する安全衛生研修会に参加している会員企業を前年度に比して、5%以上増加させる。  
(令和元年度155社→令和2年度163社以上に)

(7) 安全衛生パトロールを実施している会員企業を前年度に比して、5%以上増加させる。  
(令和元年度203社→令和2年度214社以上に)

(8) ヒヤリ・ハット活動を実施している会員企業を前年度に比して、5%以上増加させる。  
(令和元年度190社→令和2年度200社以上に)

(9) リスクアセスメントを実施している会員企業を前年度に比して、5%以上増加させる。  
(令和元年度118社→令和2年度124社以上に)

5. 令和2年度活動目標を達成するための当協会における取り組み

4. (1)～(9)に示す「年度目標」を達成するために具体的方策は次のとおり設定する。

《重点実施事項》

〈重点実施事項〉

(1) 会員企業における安全衛生規程の整備を図る。

- ① 理事、委員等、指導的立場にある企業の方々の整備状況を把握し、安全衛生規程の事例として会員企業に紹介する。
- ② 研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、安全衛生規程の必要性を周知する。
- ③ 連合会ホームページで公開している「安全衛生規程作成支援ツール」を周知するとともに、説明会を開催し、使い方を説明する。
- ④ 「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」を教材とした研修会を開催し、安全衛生規程に関する理解を深める。

(2) 会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数増加を図る。

- ① 定期刊行している会報誌とメールを併用して会員企業へ周知し、回答数増加を図る。
- ② 会員企業へ回答の協力を繰り返し依頼する。
- ③ 研修会、協会ホームページ等を通じて協力を呼びかける。
- ④ 支部組織や青年部を通じて、調査への回答を呼びかける。
- ⑤ 定期的に安全衛生推進委員会を開催し、本調査の推進を図る。

(3) 協会が実施する安全衛生事業の認識を向上させる。

- ① 当協会が実施する安全衛生事業について、ホームページ、会報誌、メール等で会員企業への情報提供を行う。
- ② 当協会の安全衛生活動を周知するためのポスターを作成する。
- ③ 会長が、労働安全を高めることへの強い意識を宣言し、理事・会員企業等に対して、安全衛生に係る活動の強化を呼びかける。
- ④ 労働基準監督署と連携し、地域の労働災害の現状や特徴等について情報収集し、労働災害事例等の提供により、事業者の安全に対する意識を高める。
- ⑤ 支部会議等を利用して、安全衛生に係る情報伝達、情報交換を実施する。
- ⑥ 支部単位での研修会を計画的に実施し、会員企業の意識向上を図る。
- ⑦ 各部会において安全衛生に係る周知を図り、会員事業所における安全衛生の取り組みを促進する。
- ⑧ 定期的に安全衛生推進委員会を開催し、安全衛生事業の推進を図る。
- ⑨ 安全衛生に係る優良な事業所を表彰する。
- ⑩ 安全衛生大会を開催する。

- (4) 連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールの認識を向上させる。
- ① 連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を活用する等、事業者に対し、連合会のホームページに公開している安全衛生支援ツールを研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、認識させる。
  - ② ホームページに連合会安全衛生サイト (<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/safety>) へのリンクを張る。
  - ③ 総会、理事会、支部会議等で連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を配布する。
  - ④ 研修会において、「安全衛生規程作成支援ツール」、「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の使い方を説明する。
- (5) 会員企業における安全衛生管理体制の構築を図る。
- ① 理事、委員等、指導的立場にある企業の方々の構築状況を把握し、安全衛生管理体制の事例として会員企業に紹介する。
  - ② 労働安全衛生法で事業場規模別に規定されている安全衛生管理体制について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
  - ③ 連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」及び「安全衛生規程作成支援ツール」の活用について、理事会、各種委員会において説明する。
  - ④ 連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」及び「安全衛生規程作成支援ツール」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
- (6) 安全衛生研修会の参加者増加を図る。
- ① 定期刊行している会報誌とメール・FAXで会員企業への周知徹底を図る。また、取り組みが遅れがちな事業者に対しては必要に応じて、理事、支部等を通じ電話による呼びかけを行う。
  - ② 会員企業あて文書や請求書にチラシを同封する等、全会員企業への周知を図る。
  - ③ 行政及び排出事業者団体の窓口に着信を置く等、関係機関に対して、周知の協力を願う。
  - ④ 会員企業が参加しやすいよう、各支部で研修会を開催する。
  - ⑤ 研修会参加者に対しアンケートを実施する等、参加者からの声を十分に分析し、研修会の実施内容や回数、開催時間等を検討する。
  - ⑥ 会員企業が取り組んでいる安全衛生事業の情報・資料を収集し、事業場の好事例発表等を通じて、有益な安全衛生情報を提供する。
  - ⑦ 関係監督官庁（労働局、労働基準監督署等）に講師を依頼し、内容の充実化を図る。

(7) 会員企業における安全衛生パトロールの実施を図る。

- ① 連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」の活用について、理事会、各種委員会、研修会等で説明するほか、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
- ② 会員企業から「安全衛生チェックリスト」の点数を報告してもらうことで、会員企業の意識向上を図る。
- ③ 会員企業の中から安全衛生の専門家として選任した安全衛生促進委員が、連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」を参考に、現場安全パトロールや個別指導等、会員企業をはじめとした事業者への指導を行う。
- ④ 適正処理自主管理パトロールに併せ、安全衛生パトロールを実施する。
- ⑤ 会員企業における安全衛生パトロールによる改善事例等の情報を収集し、導入が遅れがちな会員企業への支援として、情報提供する。
- ⑥ 各企業のトップが関与して安全衛生パトロールを行うことを呼びかける。

(8) 会員企業におけるヒヤリ・ハット活動の実施を図る。

- ① 連合会が作成した「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の活用方法について、理事会、各種委員会で説明するほか、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
- ② ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
  - 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「災害事例」  
([https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai\\_index.html](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai_index.html))
  - 連合会 安全衛生サイト「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」  
(<https://www.zensanpairen.or.jp/hiyari/home.html>)
- ③ 会員企業等から「ヒヤリ・ハット事例」を収集し、それを広く情報提供する。

(9) 会員企業におけるリスクアセスメントの実施を図る。

- ① 厚生労働省・中央労働災害防止協会が作成した産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントマニュアル及び連合会が作成した講義用パワーポイントを活用し、会員企業におけるリスクアセスメント定着に向けた研修会を継続的に実施する。
- ② 会員企業におけるリスクアセスメントによる改善事例等の情報を収集し、導入が遅れがちな会員企業への支援として情報提供する。
- ③ ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
  - 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「リスクアセスメントの実施支援システム」  
([https://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk\\_index.html](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html))
  - 連合会 安全衛生サイト  
(<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/safety>)

令和3年1月

正会員における第2次労働災害防止計画の目標値と令和2年度労働災害統計（速報値）  
（令和3年1月19日時点）

都道府県	年	①	②	③	④	令和2年	令和2年
		平成24年	平成25年	平成26年	①～③の	死傷者数	死亡者数
		死傷者数	死傷者数	死傷者数	①～③の	速報値	速報値
					平均値		
北海道		51	63	46	53.3	84	0
青森		11	11	15	12.3	17	0
岩手		9	16	16	13.7	15	1
宮城		28	34	24	28.7	24	1
秋田		9	15	9	11.0	12	0
山形		16	19	9	14.7	12	0
福島		18	14	26	19.3	16	0
茨城		21	21	19	20.3	22	2
栃木		15	22	21	19.3	27	0
群馬		45	34	29	36.0	38	0
埼玉		82	96	97	91.7	101	1
千葉		44	66	53	54.3	56	2
東京		85	82	84	83.7	96	0
神奈川		109	113	108	110.0	95	2
山梨		7	7	11	8.3	7	0
新潟		20	22	24	22.0	16	0
富山		22	8	16	15.3	8	1
石川		17	15	18	16.7	8	0
福井		13	13	7	11.0	9	0
長野		29	27	15	23.7	31	0
岐阜		20	11	13	14.7	9	0
静岡		43	45	50	46.0	47	2
愛知		59	65	77	67.0	99	3
三重		22	22	29	24.3	21	1
滋賀		24	9	22	18.3	13	0
京都		33	26	26	28.3	19	0
大阪		30	44	48	40.7	48	0
兵庫		41	58	35	44.7	59	1
奈良		9	10	11	10.0	16	3
和歌山		15	9	5	9.7	9	1
鳥取		8	8	9	8.3	9	0
島根		8	12	5	8.3	6	0
岡山		17	23	24	21.3	16	1
広島		52	33	44	43.0	41	1
山口		12	5	8	8.3	10	0
徳島		5	4	11	6.7	11	0
香川		13	11	9	11.0	20	0
愛媛		17	16	12	15.0	17	0
高知		5	7	11	7.7	13	0
福岡		47	38	52	45.7	64	0
佐賀		14	20	10	14.7	18	0
長崎		17	21	12	16.7	29	0
熊本		14	14	20	16.0	26	0
大分		26	28	17	23.7	17	1
宮崎		14	10	14	12.7	15	0
鹿児島		9	10	13	10.7	28	0
沖縄		8	3	10	7.0	5	0
合計		1,233	1,260	1,244	1,246	1,379	24

# 鹿児島県における令和2年度労働災害防止計画の目標達成状況等について

① 【参考】 令和元年度災害統計の確定値における鹿児島県協会の第一次労働災害防止計画の目標達成状況

	平成24年 死亡者数	平成25年 死亡者数	平成26年 死亡者数	平成24~26年 死亡者数 平均値	平成29年 死亡者数	平成30年 死亡者数	令和元年 死亡者数 (確定値)	増減率	令和元年 死亡者数 (確定値)	計画目標※ 達成状況
鹿児島県	9	10	13	10.7	23	13	25	134.4%	2	×

※計画目標…死亡者数を0にする。休業4日以上死亡者数を平成24年~26年の実績平均に比して、20%以上減少させる。

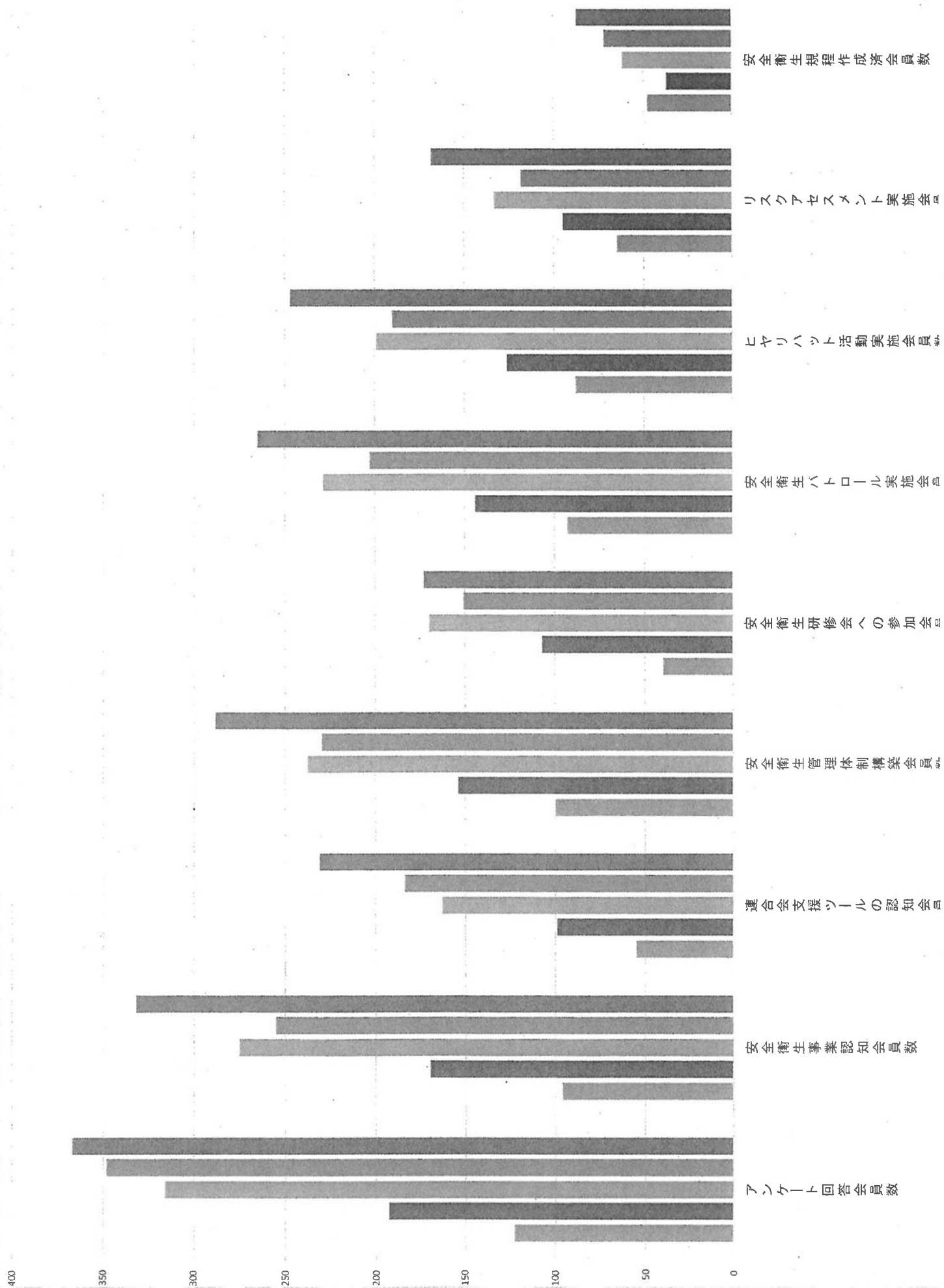
② 令和2年度労働災害防止計画の活動目標値の達成状況 ※ 調査時点正会員数：449社

	アンケート回 答会員数	安全衛生事 業の認知会 員数	安全衛生支 援連合会支 援ツールの認 知会員数	安全衛生管 理体制の構 築会員数	安全衛生研 修会への参 加会員数	安全衛生パ ートロール実 施会員数	ヒヤリハッ ト活動実施 会員数	リスクアセ スメント実 施会員数	安全衛生規 程作成済会 員数
平成28年度	123	96	55	100	40	93	88	65	48
平成29年度	193	170	99	154	107	144	126	95	37
平成30年度	316	275	163	238	170	229	199	133	62
令和元年度	348	255	184	230	151	203	190	118	72
令和2年度	367	332	231	288	173	265	247	168	87
令和2年度目標値	366	268	194	255	163	214	200	124	80
達成状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○

③ 会員企業における労働災害発生状況（令和2年度）

1日未満の災害数	16
1~3日以内の休業災害数	13
4日以上休業災害数	10
死亡者数	0





## 「災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定」に係る証明書の発行について

(一社)鹿児島県産業資源循環協会では、鹿児島県をはじめ、県内の複数市町と「災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定」を締結しております。本協定については、建設業の経営事項審査における加点対象となっておりますので、協会員の皆様におかれましては、是非ご活用ください。

ただし、他団体で災害防止協定等同様の加点を受けている方は、重複して加点を受けることは出来ませんのでご注意ください。

証明書の発行を希望される方は、以下の項目 (①～⑦については必須) のご記入をいただき、メール([eco@kagoshima-sanpai.or.jp](mailto:eco@kagoshima-sanpai.or.jp))または、FAX (099-222-3533)にて当協会事務局までご連絡ください。

なお、発行にお時間をいただく場合もございますので、余裕をもって発行依頼をいただきますよう宜しくお願い致します。

会社名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

番号	項目	会員情報
①	所在地	
②	商号又は名称	
③	許可番号	
④	代表者名	
⑤	必要な自治体 (該当するものに☑) ※R3.2.4 現在 締結済市町村	<input type="checkbox"/> 鹿児島県 <input type="checkbox"/> 出水市 <input type="checkbox"/> 阿久根市 <input type="checkbox"/> 長島町 <input type="checkbox"/> 日置市 <input type="checkbox"/> いちき串木野市 <input type="checkbox"/> 南大隅町 <input type="checkbox"/> 瀬戸内町 <input type="checkbox"/> 薩摩川内市 <input type="checkbox"/> 南さつま市 <input type="checkbox"/> 鹿屋市 <input type="checkbox"/> 垂水市 <input type="checkbox"/> 枕崎市 <input type="checkbox"/> 霧島市 <input type="checkbox"/> 屋久島町 <input type="checkbox"/> 南九州市 <input type="checkbox"/> 始良市
⑥	会員証明日 (入会日以降で任意の日付)	
⑦	証明書発行日については、 <u>原則協会からの送付日</u> となります。 不都合がある場合は、事務局までご相談ください。	
⑧	希望送付先 (①と異なる場合のみ)	
⑨	協定書の写し	<input type="checkbox"/> (自治体との協定書の写しが必要な方は☑して下さい)

県内市町村における「災害時における廃棄物処理等に関する協定」締結状況

R3.2.4時点

支部	市町村名	締結時期
鹿児島	鹿児島市	協議中
南薩	指宿市	令和3年度予定
	枕崎市	R3.2.1
	南九州市	R3.2.1
	南さつま市	R3.1.22
日置	いちき串木野市	H25.8
	日置市	H25.8
川薩	薩摩川内市	R3.1.20
出水	阿久根市	H25.11
	出水市	H24.2
	長島町	H25.10
始良伊佐	始良市	R3.2.4
	伊佐市	令和4年度予定
	霧島市	R3.2.1
曾於	大崎町	R3.4.1
	志布志市	令和4年度予定
	曾於市	令和3年度予定
大隅	鹿屋市	R3.1.28
	肝付町	令和3年度予定
	錦江町	令和4年度予定
	南大隅町	R3.1.15
	垂水市	R3.1.29
熊毛	南種子町	令和4年度予定
	屋久島町	R3.2.1
奄美	奄美市	協議中
	宇検村	令和3年度予定
	瀬戸内町	R3.1.18
	龍郷町	今年度中
	大和村	今年度中
	和泊町	協議中

※ 締結日が未確定の市町村につきましては、締結され次第、協会ニュース等により会員の皆様へお知らせいたします。